

635

愛國讀本

德富蘇峰先生

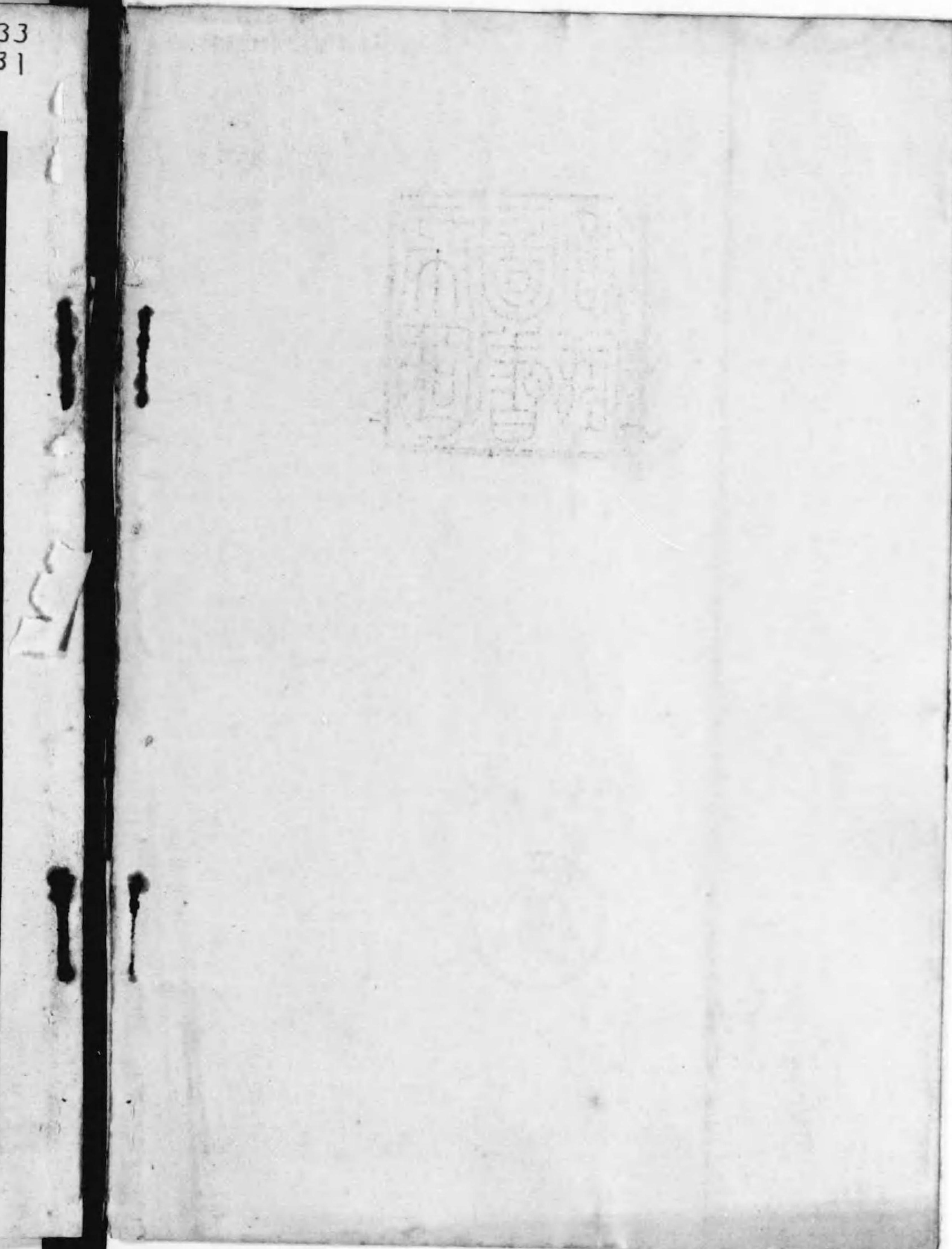


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
16|m 30 1 2 3 4 5

始



特233
731

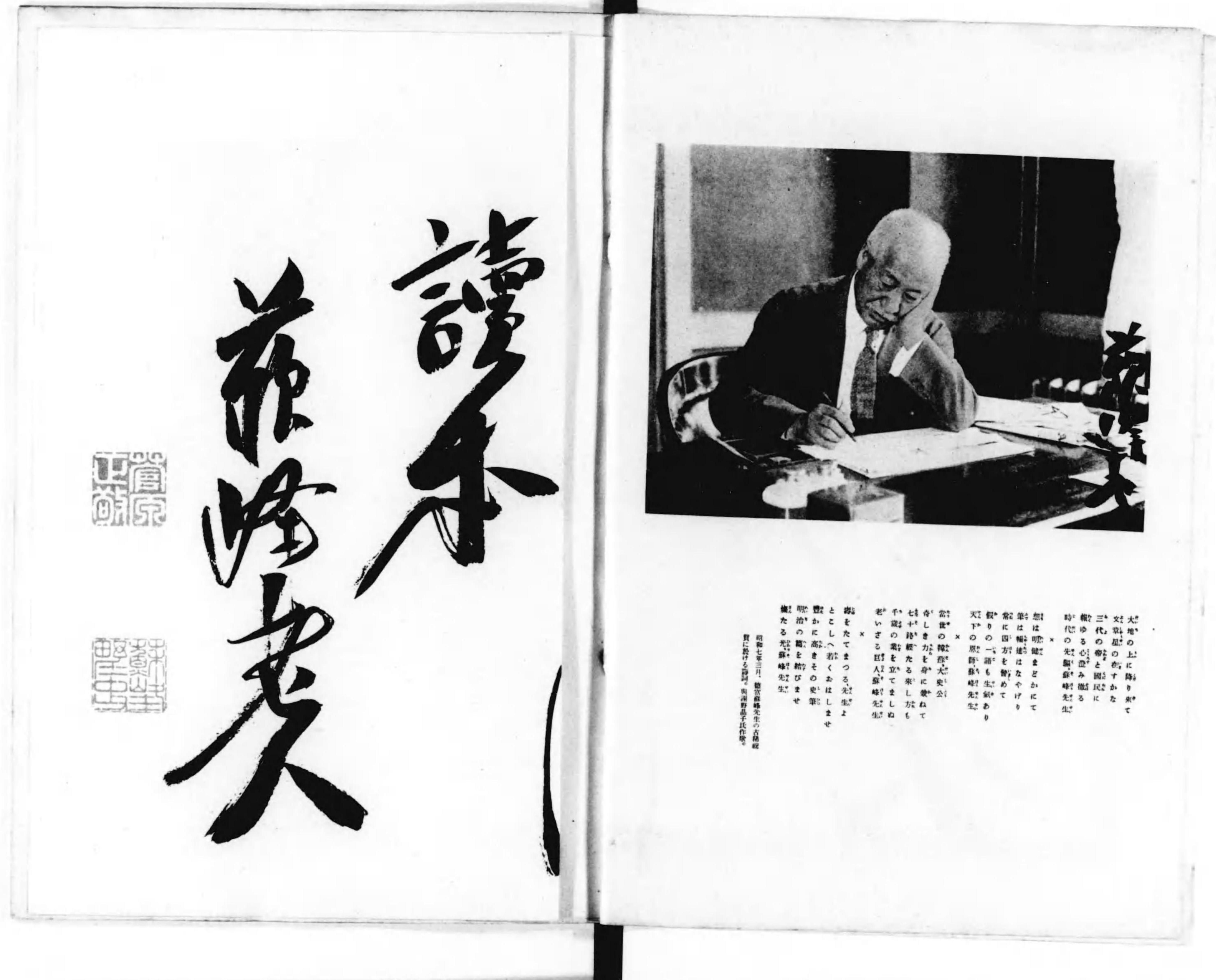


御名御璽

明治二十三年十月三十日

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我大臣民克忠ニ克孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナえス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセんコトヲ庶幾フ

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我大臣民克忠ニ克孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナえス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセんコトヲ庶幾フ



文部省
三代の帝と國民に
時代の先駆者として
敬仰する心を深く抱く
先生

大地の上に降り来て
是は明治健民どかにて
常に四方を替めて
假りに四方を替めて
天下の一心一意も尊い
天の恩情も尊い先生あり

老千奇當世の
七十七歳の體格
常健民はなやけり
當世の體格は常健民
はなやけり

昭和七年三月 諸宮盛峰先生の古稀祝

賀に於ける詞。奥浦野晶子氏作筆。

讀書
有感





とこしへ若くあはしませ
かに高きその史筆
明治の蘭を結びませ
たる光輝峰先生

昭和七年三月、鶴宮麻峰先生の古松作

賀に於ける墨詞。由瀬野晶子氏作歌。

此
事
為
何
不
可
能

在
此
處

請
參
考



一、本書の編輯者八重櫻祈美氏は、長く蘇峰先生の側近にあり、先生の著述上の助手兼秘書として、勤められてをります。本書は、氏が少年少女を目標として、先生の思想精神の平易化を期して編輯され、先生の御許諾を得て、発表されたものです。

一、蘇峰先生には、先生獨特の用語が尠くありません。本書は、少年少女諸氏の副讀本たるを期する立場から、なるべく、國定教科書の範圍を出ない、普通用語にいたしました。

一、本書の見返し、日本國防地圖並に亞細亞及太平洋地圖は、中野正治氏を煩はしました。

一、祖國日本が、稀有の大國難に直面しつつ、昭和聖代の光輝、世界に燐たるとき、本書出版の機會を與へられたことを、特に感謝いたします。

目

次

教育二關スル勅語
徳富蘇峰先生近影

題字

徳富蘇峰先生

- 八 滿洲國の承認 ······ 二七
九 滿洲國に對する我等の注意 ······ 三〇
一 明治天皇 ······ 一
二 昭憲皇太后 ······ 八
三 愛國心と皇室中心主義 ······ 三
四 爆弾三勇士 ······ 五
五 不朽の生命 ······ 八
六 愛國の大慾を持て ······ 三
七 奉公の精神 ······ 五
八 陸軍記念日 ······ 三九
九 英雄的精神性 ······ 三二
一〇 國民皆兵 ······ 四六
一一 明治節 ······ 四三
一二 國民的覺悟 ······ 五〇
一三 米國とは如何なる國乎 ······ 五一
一四 國民に對する一の忠告 ······ 六一
一五 古の戰爭と今之戰爭 ······ 六四
一六 五神州男兒の面目 ······ 六七

一 空閑少佐 ······	七十
二 荒木大尉 ······	七三
三 孝養 ······	六六
四 筋肉労働 ······	七九
五 體力の養成 ······	八二
六 負け惜み ······	八七
七 忍ぶものは勝つ ······	九〇
八 小經濟・大經濟 ······	九四
九 社會的性情 ······	九七
一〇 國史に還れ ······	一〇〇
一一 英雄と國民 ······	一〇四
一二 國民的理想 ······	一〇七
明治天皇御製	
陸海軍軍人に賜りたる勅諭	
憲法發布ノ勅語	
大日本帝國憲法	
帝國國防地圖・亞細亞及太平洋地圖	

徳富蘇峰先生と『愛國讀本』

この『愛國讀本』は、蘇峰徳富猪一郎先生の、お話や、お書きになつたものから、先生の御許諾を得て、少年少女諸氏に向くやうつとめて、平易に編輯したものでございます。

蘇峰先生の、皇室中心主義、忠君愛國の大精神を、『愛國讀本』によつて、その一端でも、愛する小國民諸氏へ、お傳へすることができます。できましたなら、先生の側近にある私として、幸甚に存じます。

編輯者 八重樫祈美

愛國讀本

明治天皇

明治天皇
嘉永五年十一月三日(舊九月二十二日)御誕生。
御名睦仁。慶應三年御践祚。明治四十一年七月三十日崩御。實都の天皇。御陵。京百二十二代伏見桃山。人賀。天皇の尊い御胸中の光は、我等臣民も、これを拜し奉ることが出来る。

日本國民は、世界列國の國民に比べて、最も誇る一を持つてゐる。それは萬世一系の皇室である。更に世界現代の各國民に較べて、最も誇るべき一を持つてゐる。それは明治天皇を我等の元首として、奉戴したことである。

明治天皇は君主として、實に理想的の御方であらせられた。そして明治天皇は我が日本帝國と日本國民とを、所謂大寶として愛し給ひ、慈しみ護り給うた。天皇は實に不言實行の御方であらせられた。併し其の御製を奉讀すれば、天皇の尊い御胸中の光は、我等臣民も、これを拜し奉ることが出来る。

とこしへに民安かれと祈るなる
わが代を護れ伊勢の大神

祖宗の大廟
皇太神宮を云ふ

これは我等國民の安康を、祖宗の大廟に祈り給うたものである。
賤が住む藁屋のさまを見てぞ思ふ

雨風あらき時はいかにと

これは民の父母としての大御心が、自然に溢れ出でたる、畏き御製である。
明治天皇は御自ら皇室を中心として、尊崇せよとは仰せられなかつたが、
天皇の御一代を知る者は、誰も皇室中心主義者とならざるを得なかつた。天
皇の盛徳は、臣民の總てを、その御周邊に引き寄せ給うた。それは丁度磁石
が鐵を引く様に、どうしても引き付けられずにはをられなかつたのである。
畏れながら、明治天皇の盛徳を謹記せんとすれば、幾冊の本を作つても書き
盡し難いが、その盛徳の中にて、我等臣民が有難く、尊く、感激に堪へぬこ
とは、天皇が責任觀念の強き御方で在したことだ。

暁の寝覺靜かに思ふ哉
おのが治むる國はいかにと
古のふみ見るたびに思ふ哉

おのが治むる國はいかにと
夏の夜も寝覺がちにぞ明しける

世の爲思ふ事多くして

かかる御製を拜讀すれば、如何に天皇が我が日本帝國と、日本國民との爲に、
その大御心を勞し給うたかが、拜察される。

罪あらば我をとがめよ天つ神

民は我身の生みし子なれば

陛下は我等臣民の罪すらも、その尊き御一身に、御引受け遊ばされようとの
大御心である。臣民は朕の子供である。子供を罪にすることは逆も出來ない
から、どうぞ朕をとがめてくれと仰せられてゐる。自分等が當然受ける責任

すら、のがれようとする人が多いのに、陛下は御自身の御責任ではないこと
までも、御責任として御受け遊ばされようと思召された。我等は陛下の御前
に額づいて、ただ／＼有難さに感激するばかりである。

おのがじし務を終へし後にこそ

花の蔭にはたつべかりけれ

これが即ち天皇の思召であつた。しかも我が明治天皇は、その御一代を通じて、一國の元首としての御責任を大切に思召し、遂に花の蔭に御憩ひ遊ばす御寸暇さへ在らせられなかつた。天皇の此の大御心の一片でも拜し、且つ知る者は、天皇を仰ぎ崇び、そして慕ひ奉らざるを得ぬ。

陛下はまた御儉約といふことを、常に大御心にかけさせ給ひ、障子紙一枚でも、なから張り更へることを許し給はず、電球一個すらも、むだに點けることを許し給はなかつた。御製の御草稿の如きも、臣下から奏上して来る封筒の餘白を、御使用遊ばしたほどで、我等さへ容易にしない廢物利用を、

一天萬乗の大君が、御實行遊ばされたのである。御節儉もこゝに至つては、極度と申すべきである。

陛下はまた御自制の御意志の強き御方で在らせられた。かつてその當時の内大臣が、京都に行幸を御勧め申上げたところ、陛下は『行かない』と御一言遊ばされた。それで重ねて、『陛下は京都がお嫌でありますか』と伺つたところ、『京都は好きである。好きであるから行かないのです』と仰せられた。これは陛下が京都が御好きであるので、行幸になれば、東京にお歸りが遅くなり、御還幸が長びけば、御政務にそれ／＼御支障を來すことを、御考へ遊ばして、御自ら御節制遊ばされたのである。

陛下はまたなから御決斷遊ばされぬが、一度御決断遊ばされると、決して御變更遊ばされなかつた。例へば明治十年役の後、日本は不換紙幣の洪水で、財政の基礎が危くなつてゐた。その時松方大藏卿は、これを心配して、不換紙幣でなく、兌換制度を確立しようといふ計畫を建てて、陛下の御裁可

の下にこれを實行した。その爲に一時世の中は不景氣になつて、政府でもなんとかしなければならぬといふ論が盛んに出るほどであつた。しかし陛下は斷乎として、松方を御支持遊ばし、遂に數年の後には、立派な兌換制度が我國に行はれることとなつたのである。それで或時松方が參内すると、陛下は御手づから正貨を御攬み遊ばして、「松方これを取らするぞ」と仰せられたさうである。松方が如何に感激したかは、いふまでもないことであつた。

實に明治天皇は、日本精神の化身とも申上ぐべき御方であつた。日本精神とは何か。これをひと口にいへば、義務の爲に生き、義務の爲に働き、義務の爲に死ぬことである。これを廣くいへば、心は大空の如く廣く、深く、清く、天を敬して人を愛し、自分を捨てて國家の爲に盡し、更に世界に盡すことである。

我等大和民族が、世界に雄飛する爲に、最も必要なことは、民族的責任觀念と、民族的一致と、民族的努力とである。そしてその活ける模範を示し給

うたのは、實に我が明治天皇で在らせられた。我等はかかる有難き、尊き天皇を、我等の君として仰ぎ奉つたことを、永く久しく誇りとし、且つ幸福とし、更に陛下の大御心の萬分の一にも添ひ奉るやうに、努力せねばならぬ。

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり、異朝には其類なし。此故に神國といふ也。（北畠親房著、神皇正統記）

國民的精神は、小にしては家族愛、中にしては世界愛、大にしては人類愛に及ぼすことが出来る。

日本を本當に精神的國家とし、正義的國家とするには、國民の各個人が、精神的個人となり、正義的個人とならなければならぬ。

昭憲皇太后

昭憲皇太后
嘉永三年五月二十八日（舊四月十七日）御誕生。御名美子。明治元年十二月御入輿、大正三年四月十一日崩御、御壽六十五。伏見桃山陵側に葬らる。

古今集
一條家
五攝家の一。

古今和歌集といふ。延喜五年紀が、貴之、紀友則等が、勅命を奉じて撰した歌集で、我國和歌勅集の最初のも

昭憲皇太后様は、一條家に御誕生遊ばされた。御父君は、關白一條忠香卿である。昭憲皇太后様が御幼少の時から、御聰明で在らせられたことは、今も語り傳へられてゐる。御十歳の時に和歌をお詠み遊ばし、古今集などは、御四五歳の時から、それく御暗記遊ばされたといふことである。昭憲皇太后様に、幾十年か奉仕した、故香川皇后太夫は、「昭憲皇太后様は、どの方から見ても、女性中の王様である」と申してゐたが、昭憲皇太后様は、實に圓満な御性格の持主であらせられた。そして昭憲皇太后様に最も有難く感ずるのは、御自身の爲といふことは、露ほどもなく、ただく明治天皇陛下の御爲といふことだけを、御心と遊ばされ、御一生の間、全く天皇陛下の御爲に、奉仕的御生活を過させ給うたことである。

香川皇后太夫
伯爵香川敬三。
水戸の舊藩士。
大正四年七十七歳にて薨す。

明治天皇は剛毅雄邁なる御方で、如何に天地がひつくり返らうとも、一度御決心遊ばしたことは、決して御變更遊ばされなかつた。昭憲皇太后様は、常に天皇陛下の御傍にあり、御後になり、冥々の裡に聖德を緩和遊ばされ、調節遊ばされ、御内助の御徳を、遺憾なく發揮遊ばされた。

伊藤博文公がハルピンに出立する少し前に、その子文吉（男爵）氏が外國に行く時、種々日本人として心得べきことを諭した中に、昭憲皇太后様の御事を、次の様に語つてゐる。

『皇后陛下は實にお偉い方である。學問は勿論、漢學の御素養も充分あらせられる。凡そ日本の女性の中て、陛下ほど學問の素養のある人は一人もない。併し陛下はそれを少しも御面にお表しにならぬ。また天皇陛下に御對面遊ばしても、至つて御謙遜の御態度で、どんなことでも御膝をついて、畏つて仰せになり、おたちになつてなぞは、決して一言も仰せられぬ。』

伊藤公はそれから間もなく、ハルピンの露と消えたので、これは伊藤公がそ

フランクリン
米國の文學者にして政治家。雷針を發明す。
理學者として避物に
一七〇六〇年七月九〇)

決してそのまま答へ給はず、御手許の辭書を御引き遊ばして、これを御前に差出されたといふほど、御謙遜深く在らせられたのである。フランクリンの十二徳の中、『謙遜』といふことを御詠み遊ばした御歌に、

高山のかげを映してゆく水の

低きにつくを心ともがな

とある。陛下の御注意の深く、細かに、そして御慎み深く在したことは、偲び奉るだに畏き極みであつた。

要するに我等は、明治の御代に、斯る崇高なる國母陛下を戴いたことを、何よりの幸福とし、誇りとし、幸運とせねばならぬ。陛下は畏れながら、實に偉大なる日本女性で在らせられた。

愛國心と皇室中心主義

愛國心とは、自分の國を愛する心をいふ。しかし日本國民の愛國心は、唯單に自分の國を自慢したり、己惚たりするのではない。本當に我が國體の精華を自覺し、國民性の眞粹を會得し、自ら進んでその短所弱點を補ふことを努める心だ。我等は世界の善は我國にも採り用ひ、惡はこれを除き去る、大國民の寛い心を持たねばならぬ。

よきを探り悪しきをすてて外國に・

劣らぬ國となす由もがな

明治天皇の此の御製に現れた御理想を、其の御言葉の通りに守り、これを實行してゆくのが、我が大日本帝國を愛する、第一歩の心掛けである。

日本帝國は世界唯一の國體を持つ、世界唯一の國である。世界唯一の國體

とは何か。即ち萬世一系の皇室を上に戴く、世界無比の國體だ。故に我が日本國民の愛國心は、皇室中心主義からその源を發してゐるのである。我等の愛國心は、決して一夜作りのものではない。祖先傳來、幾千年の光輝ある歴史を有する、根強き愛國心である。此の愛國心は、時代の進むに従つて、其の形式や作用を變するが、その根本の原理は永遠に一定して、決して搖ぐべきものではなく、又決して動かすべきものではない。

支那は日本よりも古い歴史を持つてゐる。しかし支那の歴史は、二十四朝革命の歴史であつて、日本の歴史は萬世一系の歴史だ。

國是なき國家は楫のない船の如く、理想なき國家は海圖なき航海の如し。

人の世に在るは、戦場に在る也。勝たずんば負け、進まずんば退く。瞬時も油斷すべからず。油斷すれば自己の地歩を失ふ。

爆弾三勇士

爆弾三勇士
昭和七年二月二十二日上海戰線廟行鎮の攻撃に於ける肉彈勇士に久留米工兵第十大隊陸軍工兵伍長（當時は一大兵）作江伊之助、北川丞、江の三氏。

世の中の或人は、日本軍隊の勇武も、日露戰役當時が絶頂で、それから後は下り坂となり、最近は特に衰へて、これでは若し國家に一旦緩急ある場合にも、明治時代の様な勇敢な効をすることが出来まいと嘆いてゐた。立派な意見を持つてゐる人でさへ、こんなことを考へて心配した様だ。日本國民の中ではさへ、こんなことを考へる人があつたほどであるから、二十年間も實際の戰争をしてゐない日本の軍隊に、何が出来るものかと、支那人が日本の軍隊を莫迦にしたのも、決して無理ではなかつた。

嗚呼、しかも時は來た。そして我が日本男兒の、眞面目は顯れた。我が陸海軍は時代の進歩と共に、文化的に凡有る方面に進歩した。そしてそれと同時に、勇敢なる日本男兒の面目をも、しつかりと保つてゐたのだ。

世の中には國家の恩を忘れた振舞ひをする者もある。國體の尊さを傷ける思想を持つ者もある。醉生夢死、生きてゐるのか、死んでゐるのか、わけのわからぬ月日を送つてゐる者もある。しかし、それは國民の或る一部の者で、全部ではなかつた。身命を君と國とに捧げる我が日本國民の大精神は、萬丈、の烽火台の如く、斷然と東洋の一角に聳えて、世界の人々を今更の様に驚かしてゐる。何たる愉快ぞ。

近く上海廟行鎮の戦ひに於て、爆弾に點火して鐵條網目掛けて飛込み、自分の身諸共に鐵條網を破壊した、久留米師團の江下、北川、作江の工兵三勇士の壯烈なる死は、日清戰役の時に玄武門に打入つた原田重吉、日露戰役に於る旅順閉塞隊の決死的武勇に比べて、勝るとも劣らぬ壯烈な最期であつた。

自ら進んで死を覺悟し、皇軍の爲に突擊路を開拓することが、兵士の本分を盡すものであると心得た、三工兵の勇ましい行爲を、我等は何と云つてこれを讃美していいか、その言葉をも知らぬほどである。身命を鴻毛の軽きに

廟行鎮
一名廟巷。上海
から吳淞の間の
ほゞ中央。上海
の真北約十秆ほ
どの所にある部
落。

比して、潔く散つて行つた我が爆弾三勇士、江下武次、北川丞、作江伊之助三勇士の如き忠勇義烈の人々を、我が軍隊の中に持つてゐたことは、我が陸軍ばかりでなく、我等日本國民の大きい誇りであり、大きい強味である。我等は正義の爲には劍を取つて立上らねばならぬ。そして一旦劍を抜いた以上は、その目的を果さずに鞘に收むことが出來ぬのだ。ここにこそ我が日本男兒の面目がある。ここにこそ我が大和魂の誇りがある。爆弾三勇士の死は、我が陸海軍の士氣が衰へたことを嘆く人々の嘆を喜びにかへ、日本男兒の眞面目を信ずる人々に、更らにその信頼を深からしめた。日本男兒の忠勇義烈よ永久なれ。

今日よりは顧みなくて大君の、醜の御楯と出で立つわれは
山はさけ海はあせなむ世なりとも、君にふた心われあらめやも
何事のちはしますかは知らねども、かたじけなさに涙こぼる
末の世の末の末まで我國は、萬の國にすぐれたる國
(大伴家持) (源實朝) (西行法師) (宏覺禪師)

不朽の生命

横井小楠の詩に、

神智靈覺湧いて泉の如し。作爲を用ひず自然に付す。前世當世更に後世。三世を貫通して皇天に對す。

横井小楠稱し、平四郎と號す。肥後藩士。その實學を唱へその眼識一世に高く教を乞ふ者多し。明治初年徴されて參與となる。小楠の説を誤解する暴徒の爲、明治二年退朝の途次殺さる。

とある。小楠は此詩を自分で註釋して、「前世王者の道を明にし、心を當世につくし、以て後世にひらく、これ君子の志といふ」といつてゐる。これを更に、やさしくいへば、前世の人によいことを受けて、更に自分が今日もつてゐるものを受け加へ、これを形見として、後の人に贈るといふことである。我等も此の心掛けが欲しいと思ふ。

今日主義などといつて、今日だけですんでしまふのは、面白味がない。自分が今日生きてゐるのは、なぜであるか。今日自分が現在のことやつてゐ

るのは、なぜであるか。それは昔から我等の祖先が、辛苦して、のこしてくれた贈物を、我等が生れながらに、貰ひうけてゐるのである。それを何もせずに、ただ貰つてすましてゐるのは、泥棒も同じことである。人のものをただとつて、何もしないのは、泥棒も同じである。我等は祖先から貰つたものに、更に我等の出來得るだけのものを添へて、これをまた我等の子孫に遺すべきである。かうしてこそ我等の右手は昔の大人、豪傑と繋り、我等の左手は、今後出て来るべき者と繋つて、そこで我等の一生は、不朽のものとなることが出来るのだ。そこに不朽といふ意味がある。昔の人の考へもさうであつたと思はれる。久阪玄瑞の歌に、

今日もまた知られぬ露の命もて

千歳を照らす月を見る哉

とある。月は昔から今日まで變らない。そして今後もまた此の月は變らないであらうといふ歌で、この歌を見ても久阪玄瑞は、不朽といふことを考へて

久阪玄瑞
長州藩士。
義助。元治甲子幕末
死御門の變にて
蛤御門の變にて

文天祥 字は宋瑞。文山と號す。宋の吉州廬陵の人。勤王の詩人。正氣歌は彼の詩の中でも最も有名。燕京の柴市にて殺さる。

みたことがわかる。又支那の文天祥といふ人の詩に、人生古より誰か死無からん。丹心を留取つて汗青を照す。とある。人間は昔から死なない者はない。自分もやがて死ぬならばせめて自分の誠心を遺して、書物を照らし、後の人々の燈明になりたいといふ意味である。即ち只は死なぬ。誠心を遺して、後の世の人の光となるといふのである。又古の人の句に、

古人死せずこの心傳ふ。

とあるが、これも意味は同じことである。

我等はこの心掛けを必要とする。ただ何もせずに、ぶらりと一生を過すわけにはゆかぬ。我等は祖先が種々の苦心をし、艱難をして、今日の日本を我等に與へてくれたことを思ひ、我等の出来るだけの力を盡して、これに光を添へ、これを我等の子孫に遺さねばならぬのである。

つまり我等は第一に過去に對して感謝し、第二に現在に於て努力し、第三

に未來に對して奉仕すべきである。ここに我等が本当に生きてゆく道があるのである。人生の生き甲斐はそこにある。

酒井少佐ガ愛兒ニ與ヘタ遺書（其ノ一）

酒井豊志
陸軍歩兵少佐。
昭和七年三月一日、上海戦線大場鎮にて戰死。
(當時大尉)
清志は少佐の長男で當時七歳。信子は長女で當時二歳。
清志ニ告グ。父ハ異國ニ在リテ敵ト戰ヒ、再ビ生還ヲ期セズ。
清志未ダ小兒ナリト雖モ既ニ七歳ニ達シ、本年四月ヨリハ小學校ニ入學ス。平素父ノ言ヒ聞セシ事ハ、ヨモ忘レザルベシ。特ニ昭和七年二月七日、出征ニ當リ篤ト言ヒシコトハ、終生忘ル勿レ。再言ス。
常ニ母ノ命ヲ守リ、勉強シテ偉イ者ニナレヨ。清志ハ身體健康ナルモ齒ノミハ弱シ。
將來齒ニ注意セヨ。清志ハ天性聰明ニシテ、特ニ記憶力ニ富ムモ、精神經質ニシテ感情ニ激シ易シ。修養シテ有爲ノ人物トナレ。
弱キ女ノ身一人ニテ清志、信子等ヲ養育シ、一家ヲ立ツル母ノ苦心ハ絶大ナリ。清志ヨ心身共ニ健全ニ成長シ、妹ヲ愛シ一家ノ柱石トナリ、母ヲ安ンゼヨ。
清志ヨ、父ヲ記憶シアリヤ。清志ノ祖父モ汝ヲ愛セシコト絶大ナリシゾ。清志ハ如何ニシテ之ニ報イントスルヤ。
生死ヲ堵シ、決戦ニ向フニ望ミ父三言ス。常ニ母ノ命ヲ守リ、勉強シテ偉イ者ニナレヨ。之レ父ノ清志ニ與フル最後ノ言ニシテ、且ツ無二ノ念願ナリ。
父ニ會ヒタクバ靖國神社ニ來レ。父ノ靈常ニ清志ヲ守ラン。

よらぬ大慾があつたかも知れぬ。

君の爲世の爲何か惜しからむ

捨ててかひある命なりせば

これは後醍醐天皇の皇子宗良親王の御歌である。諺にさへ、生命あつての物種といふ。それ程大切な生命さへも捨てて顧りみないのは何故であらう。それは皆生命以上に大切な、或る大きい慾望がある爲に、生命を犠牲としたのである。即ち宗良親王の如きは、君の爲、世の爲盡すといふ大慾望の爲に、その生命さへ惜しみ給はなかつたのである。

魚は水に棲み、鳥は木に棲み、人は慾に棲む。決して無慾なれとはいはぬ。寧ろ小慾よりも大慾、大慾よりも大々慾を持つといひたい。勿論それは正しき慾、善き慾であらねばならぬ。

宗良親王
後醍醐天皇の皇子宗良親王の御歌である。諺にさへ、生命あつての物種といふ。それ程大切な生命さへも捨てて顧りみないのは何故であらう。それは皆生命以上に大切な、或る大きい慾望がある爲に、生命を犠牲としたのである。即ち宗良親王の如きは、君の爲、世の爲盡すといふ大慾望の爲に、その生命さへ惜しみ給はなかつたのである。

奉公の精神

教育勅語
明治二十三年十月三十日下賜。

奉公といふ言葉ほど有難き言葉はない。意味深き言葉は無い。此の言葉は、悉くも明治天皇の御下賜になつた教育勅語の中にも、『一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。』との一節に採用されてゐる。

もし我が日本國民が擧つて、此の御言葉を拳々服膺したならば、如何に我が日本帝國は幸運であり、我が日本國民は幸福であらう。

與へられたる者よりも、與ふる者は幸なりといふ聖賢の言葉は、實に公に奉ずる者のために、最も適當な言葉である。

奉公の精神には、これは利益になるとか、これは損になるとかいふ、打算的な考は少しもない。あるべきではない。そしてまたあるべき必要もない。

楠正成 永仁二年（一九四四年）河内に生る。年後醍醐天皇の勅命により赤坂の戦す。・建武中興奮起せし者、足利尊氏と西海元に奔叛。其の北に防ぎて戦死す。・千早に延元に奔叛。元に明治に及び川幽齋神社に祀る。・細川幽齋は一位追贈。・足利義昭を援け、織田信長に頼り、朝庭其の歌を解かしめて圍み給ひ、才を惜しみを解かしめらる。・慶長十一年（一六〇五）に邊境にて敗死する。・長十歳。

奉公といふ心は、たいがい感激とか、嘆美とか、崇拜とかいふ心の中から出でて来るものである。古人の歌に、
身の爲に君を思ふは口惜しや
君の爲にと身をば思はて

これは楠正成の歌といはれてゐるが、熊本の人は、細川幽齋の歌であると信じて、これを有難く思つてゐる。正成の歌であるか、幽齋の歌であるか、それはともかく、此の歌の意味も、結局は奉公といふことになる。

奉公の精神を勵め、奉公の精神を盛んならしめよ。我が日本帝國、及び日本國民の幸福の爲に。光榮の爲に。

満洲國の承認

満洲國は承認された。何故承認されたかといへば、既成の事實であり、世界的の一一大事實であるからだ。そして、満洲國が實現する爲には、日本は多くの關係を持つてゐるからである。満洲國が成立したのは、昭和七年三月一日であつた。實をいへばその當時直ぐにこれを承認して、差支ない筈であつた。米國はパナマ共和國が出來てから十日も経たない中に、これを承認してゐる。

満洲國承認を延ばしてゐたのは、一は満洲國の成行がどうなるかを見、一は世界がこれに對してどういふ意見を持つかといふ點を、考へたからであつた。日本の大部分の人々は、それは二つながら餘計なことであると考へてゐたが、承認した今日となつては、最早やそれについて、かれこれ議論の必要

敵誅求を行つたため、パナマ人は遂に一九〇三年十一年コロニアで宣し、米國はいつ早く之を承認し、翌年一二月獨立をいた。米國はいだ。陸軍大將本庄繁は満洲事變發生當時の關東軍司令官とたへらる。藤昭和七年九月武官、滿洲國の父故張作霖の長子、民國十七年東三省保安總司令となり、十九年陸海空軍副司令となる。

張學良は、もとより三千餘萬の満洲の人々が、自發的に爲した仕事であつた。しかしそれを成就させるには、種々のことがあつた。我等は今更ながら、我が前關東軍司令官本庄中將、その幕僚の人々、其他の隠れた功勞者に向つて、感謝せねばならぬ。特に張學良の悪政に味方する匪賊を討伐した、我が將校兵士に向つて、その労苦を感謝せずにはをられない。

しかし種々の難問題はこれからである。満洲國の現在の有様は、日本がこれまで援助しなければ、とても獨立國として、存立することが困難である。日本が満洲國を承認したといふことは、世界に向つて、日本はどんな場合でも、全力を擧げて、満洲國を支持してゆく責任を負ふことを保證し、これを宣言したものである。

我等は満洲國存立の保證人となつた以上、其の責任をどこまでも盡さねばならぬ。これは決して容易いことではない。我等は満洲國に對しては、新し

く一人の弟を持つた積りでこれを助け、これをしてゆかねばならぬ。又世界に對しては、満洲國の兄分として、その交渉一切を引受け、満洲國を護つてやらねばならぬ。

國際聯盟が如何に騒がうとも、我等は已に満洲國を承認したのだ。承認した以上は、飽迄も信ずる儘に、我等の責任を盡さねばならぬ。日本の責任やまた重大であることを、自覺せねばならぬ。

かかる時こそ命の惜しからめ、かねてなき身と思ひ知らずば
(太田道灌)

(本居宣長)

敷島の大和心を人間はば、朝日に匂ふ山櫻花
(松平定信)

(徳川齊昭)

この船のよるてふ事を夢の間も、忘れぬは世の寶なりけり
あらばいでもの見せむ武夫の、彌生なかばの眠り覺しに
斯くすればかくなるものと知りながら、已むに已まれぬ大和魂
身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも、留め置かまし大和魂
(吉田松陰)

満洲國に對する我等の注意

満洲國の承認
昭和七年九月十
五日

満洲國は承認された。そして我等は満洲國が出來て以來、満洲國に對して、好意を表して來た。今後も長く好意を表さねばならぬ。それには我等の好意を、どう表したらよいかといふことを、よく考へねばならぬ。先づ我等は慾張り根性をとり去つて、満洲國を眞に我が日本の兄弟國として、何の報酬をも受けずに、一生懸命、親味の援助を與へなければならぬ。

我等はかりにも満洲國に對して、恩を被せる様な考を持つてはならぬ。どんな親切でも、自分はある人に對して、これこれの親切をしてやつたなどといふ考を持つならば、もはや本當の親切心を失つて、好意の効能は無くなる。まして『親切をしてやつたぞ』などと云つて、恩に被せるくらゐならば、初めから親切などはしない方がましである。満洲國は出來上つたばかりである。

たとひ彼等に多少のひが目とか、邪推などといふ氣持があつても、それは致かれないと思ふ。若し我等が満洲國の立場から考へて見れば、これは寧ろ當然のことである。例へば勢力のある親類と、まだそれほどの位地にならぬ親類との交際が、何んとなく圓満に行かないのと同じことである。

我等は満洲國に對しては、勿論、威張つた態度を取つてはならぬ。恩を被せる様な態度をしてはならぬ。どこまでも其の氣分を尊重し、決して彼等の感情を傷けたり、不愉快な氣持を持たせぬ様に、よく氣を付けなければならぬ。我等は無我の愛と、無私の友情とを、新興國である満洲國に向つて、傾けねばならぬ。我等がかうした態度を以つて満洲國と親しむならば、日本と満洲國との關係は、益々親密に、益々圓満になり、互に手を取り合つて共に進むことが出来るのである。そこに東洋平和の榮光があり、東亞文明の曙光がある。

爆弾三勇士の歌
東京日日新聞撰
廟行鎮の敵の陣
我の友隊すでに
攻む
折から凍る二月
の二十二日の午前
五時
二
命令下る正面に
開け、歩兵の突
撃路
待ちかねたりと
工兵の
誰か後れをとる
べきや
三
中にも進む一組
江下、北川、作
江たち
凛たる心、かね
てより
思ふこそ一
つなれ
四
我等が上に戴く

英雄的 精神

我等は廟行鎮の三勇士の英雄的な華々しい、勇ましい戦死に感激した。そしてそれと同時に我が日本の同胞が、上下を擧げ、この三勇士の壯烈な死に對して、心からの嘆美と、心からの尊敬と、心からの誇りとを感じてゐる、英雄的心事に感激しなければならぬ。

我等は廟行鎮の三勇士の英雄的な華々しい、勇ましい戦死に感激した。そしてそれと同時に我が日本の同胞が、上下を擧げ、この三勇士の壯烈な死に對して、心からの嘆美と、心からの尊敬と、心からの誇りとを感じてゐる、英雄的心事に感激しなければならぬ。

我等は廟行鎮の三勇士の英雄的な華々しい、勇ましい戦死に感激した。そしてそれと同時に我が日本の同胞が、上下を擧げ、この三勇士の壯烈な死に對して、心からの嘆美と、心からの尊敬と、心からの誇りとを感じてゐる、英雄的心事に感激しなければならぬ。

我等は廟行鎮の三勇士の英雄的な華々しい、勇ましい戦死に感激した。そしてそれと同時に我が日本の同胞が、上下を擧げ、この三勇士の壯烈な死に對して、心からの嘆美と、心からの尊敬と、心からの誇りとを感じてゐる、英雄的心事に感激しなければならぬ。

來ない。その國民は魂を失つたものといふべきだ。

今日では學問のある者、才のある者、智慧のある者、能力のある者達は、英雄的行動に對しても、至極冷淡に看過してしまふ者が多い様だ。しかし一般の國民は天真爛漫である。英雄的行動を見れば、その瞬間に、丁度電氣に打たれた様に、びりつとこれに感激し、これに同情し、これに同化される。我等はこの一般大衆の感激、一般大衆の涙、一般大衆の誇りこそ、眞に尊いもの、眞に犯すべからざるものと思ふ。

廟行鎮の三勇士は一介の兵士である。彼等は將校でもなかつた。彼等はその胸に偉い勳章を佩けてもゐなかつた。彼等はその肩の上に、金筋もつけてゐなかつた。彼等はただ單なる無名の兵士であつた。然も彼等の英雄的行動は、全日本國民を感激させ、全日本國民の英雄的心事をよびさましたのであつた。

凡夫も時には英雄となることがある。英雄も時には凡夫となることがある。

六
天皇陛下の大御
稜威後に負ふは國民
の意志に代れる重
き任
五
いざ此時ぞ、堂
堂と父祖の歴史に鍛
へたる鐵より剛き「忠
勇」の男子を顯は
すは
六
大地を蹴りて走
り行く微笑
他の戰友に遺せ
るも「さらば」
と唯一語
七
時なきままに點
火して抱き合ひたる破
筒

我等は無名の三勇士が、我々同胞の英雄的心事をよびさましてくれた功勳に對して、心からの感謝を捧げねばならぬ。日本國民の英雄的心事は、決して失はれてゐなかつた。日本國民の感激性は保たれてあつた。日本國民はかくてこそますく伸びてゆくことが出来ると信ずる。

鐵條網に到り着
き我身もろとも前
に投ぐ
轟然おこる爆音
にやがて開ける突
撃路今我隊は荒海の
潮の如くに躍り
入る九
ああ江南の梅な
らで裂けて散る身を
花と成し仁義の軍に捧げ
たる精華の三勇士十
忠魂清き香を傳へ永く天下を勵ましむ壯烈無比の三勇士
光る名譽の三勇

陸軍記念日

三月十日の陸軍記念日は、陸軍の記念日であるばかりでなく、國民全體の記念日である。陸軍記念日とは、いふ迄も無く、明治三十七八年戦役に於ける陸戦中の大眼目、奉天大會戰の當日である。

回顧すれば足掛三十年。その當時の我が日本國民の心は、頗る緊張してゐた。舉國一致の精神を遺憾なく發揮してゐた。國民の報國盡忠の精神は、その絶頂に達してゐた。今日でもその當時を想起せば、全身に武者振ひを感じるほどである。

人間は敵愾心だけで生活すべきものではない。併し人生は戦鬪である。戦鬪を経て平和となる。苦勞の後には安樂がある。しかし戦鬪にも種々ある。血を流すばかりが戦鬪ではない。一寸おかしいが、世の中には平和的の戦鬪

兵を奉天に圍む。激戦旬餘、遂に三月十日之包圍潰滅せしめた。

關東大震火災 大正十二年九月一日午前十一時五十八分關東地方を襲つた大震火災。死者十數萬、罹害者二百億圓、當時治安の維持を計る爲戒嚴令を布いた。

滿洲事變 昭和六年九月十八日夜支那兵の満鐵線爆破に端を發し、満洲獨立の契機となつた。

もある。血を流すとか、流さぬとかいふことは、形式のことである。いづれにしても戦鬪的の精神は人間の元氣であり、又元氣の源である。我等は治に居て亂を忘れてはならぬ。世の中には平和の時の軍隊は、晴れた日の雨傘であり、好いお天氣の日の高下駄で、無用のものだといふ人があるが、それは輕薄者である。軍隊が戦争の時にのみ用に立つと思ふのは、大變な間違である。大正十二年の關東大震火災に、我等が最も力強く、頼もしく感じたのは、軍隊であつた。更に一旦緩急に際しては、尙更のこととて、軍隊の有難さはいふ迄もない。一昨年來満洲事變に、上海事變に、我が皇軍の奮闘は、我等國民の感謝に堪へない、目覺ましさである。

奉天城外三更雪 百萬精兵渡渾河

これは三十七八年戦役當時、山縣元帥の詠じたる詩の中の二句である。嗚呼、山縣元帥は逝かれた。當時の首相桂公は逝かれた。大政治家伊藤公は逝かれ

た。大山、兒玉、野津、乃木、其他の諸將軍は逝かれた。しかも我が大和民族の護國の精神は、決してその當時と渝つてゐない。否永久に渝らぬ。渝らぬ證據は、近く満洲事變以來の我が皇軍の勇武が、よくこれを語つてゐる。

我が陸軍の眞面目は、廟行鎮の三勇士や、林聯隊長や、荒木大尉、其他忠勇無雙の軍隊によつて發揮され、顯揚された。我等は此の勇敢なる我が將士の實物教訓に對して、何よりも人意を強くする。而して此際我等が注意すべきことは、日本には三の用心すべき隣國があることだ。即ち太平洋の向岸の米國、僅かに海を隔てた中華民國、土地の接するソビエツト露國の三國である。そして此の三國は、最も特色の多い國柄である。

林大八少將 年薨。年七十六。
林大八少將 步兵第七聯隊長 として上海事變に從軍。昭和七年三月一日上海に附進。明治四十一年に累進。昭和七年九月五日停戦協定成る。日露戰役に第四軍司令官として遼陽・沙河・奉天に會戰、戰後元帥位、正二位に累進。昭和七年三月一日上海に登場した。

兒玉源太郎 山口縣出身。臺灣總督、陸軍大尉、内務大臣文部大臣を歴任。文部大臣を當時陸軍大將、満洲軍總參謀長として大勤め、元帥を助けて活動した。

野津道貫 日露戰役に第四軍司令官として遼陽・沙河・奉天に會戰、戰後元帥位、正二位に累進。昭和七年三月一日上海に登場した。

黃金萬能、何事も世界第一を目指す米國。赤化主義の手をひろげるソビエット露國。内亂續出、しかも宣傳上手の中華民國。この三つの國は、はつきりした特色を持つて、我が日本帝國と隣り合つてゐる。しかも油斷の出來ない三國である。大きい野心をもつて、我が日本帝國に相對してゐる三國であ

遂ぐ。當時は大佐。

る。我等はこの三國に敵對の意志は毛頭ない。併し我等は國家として、自衛の義務を忘れることが出來ない。軍備の充實と平和の維持とは、決して矛盾すべきものではない。兩つが相俟つて行はれることは、歴史がこれをよく證明してゐる。國家自衛は目下の急務である。

我等は世間の空文句に成程と思つて、軍備の充實を忘れてはならぬ。軍備の充實といふことは、決して戰ひを好むからするわけではない。自國の平和を保障する爲である。

或る舊家の次男が、或る村に來て、偶然のことから金を儲けた。その村は貧しく村民は餘り教育がなく、村人は此の金持から金を借り、新しいことを聽いて、種種のことを真似た。そして此の金持は小錢を貸しながら段々大地主となつて行つた。大金持となつて行つた。そして段々横暴になつて行つた。大陸や世界の大舞臺に於ても、こんなことをしてゐる國がある。

日本海大海戦の回顧

『皇國の興廢此の一戦に在り』といふ一句は、三十年を隔てた今日でも、早鐘の様に我等の胸に響き徹する。日本海の大戦は、奉天の大會戦と共に、日露戦役中、最も目覺ましい戦ひであつた。

明治三十七八年戦役は、日本が二十七八年戦役に三國の干渉を受けて、我が勇士の血を流して得た遼東を、無念の涙を以て還附して以來、日本の全國民が、あらゆる辛苦を嘗めて待つてゐた好機會であつた。陸海軍の軍人ばかりでなく、總ての階級、總ての職業、總ての意見、總ての人々が、皆擧つて義憤し、國難に殉ずる覺悟を以て立上つた日本國民は、三十七八年戦役に於て、遂にその目的を果すことが出來たのであつた。

我等は日本海の大戦に於て、我が海軍の士氣の盛んであつたことを思ひ、

日本海大海戦
明治三十八年東
亜に於ける海上
権回復のためロ
シアはバルチツ
ク艦隊を極東に
派し途中第三艦
と合し對島に十
艘船を極東に
迫る。五月二日未
濃丸之を發見し信
司令長官東郷平
八郎大將の率ゆ
る聯艦隊直に
出動。激戦翌日
に涉り遂に殆ん
ど之を全滅せし
め、未曾有の大
勝を博した。

黃海の海戦
明治二十七年清
國北洋水師提督
丁汝昌の率ゆる
艦隊途中が、平壤
に於けた。伊東祐
清艦が沈され、
他は遁走した。

其の戰功の赫々と輝いたことを憶ふ度に、我が帝國の海軍に信頼し、感謝する心が湧上つて来るのを、禁ずることが出来ない。

此頃は軍備充實といふことが盛んに唱へられる。それは勿論大切なことである。しかしそれよりも我等が大切と思ふのは、士氣といふことである。軍艦や大砲がたくさんになつても、もしそこで働く人が一生懸命でなければ、軍艦や大砲や潜水艦がいくらたくさんあつても、その効果は少い。

日露戦争で日本が勝つたといふことには、いろいろの理由がある。しかし、その中で最も確實で、昭かてあるのは、我が陸海軍の士氣が旺盛であつたことである。即ち日本海の海戦に於ては、上は司令官から、下は一水兵に至るまで、打つて一丸となり、身を以て君國に報いんとした、勇ましき行動によつて、大勝利を得たのである。

諸君は知るであらう、黃海の戦に於て、松島艦乗組みの一水兵が、十餘ヶ所の創を受けて、今正に死せんとする際、副艦長の過ぎ行くのを呼び留め、

水兵
三等水兵三浦虎
次郎
副艦長
向山少佐
松島艦
黄海の海戦に於
ける旗艦
定遠
北洋艦隊中の主
力艦。松島の猛
撃に遂に火災を
發し、戦闘不能
となつた。

『まだ定遠は沈みませぬか。』

と尋ね、副艦長が彼の耳に口を寄せて、

『安心せよ。定遠はもはや戦ひが出来ぬやうになつたぞ。』

と云ふや、勇敢なる水兵は、につこりと笑つて、

『どうぞ仇をうつて下さい。』

と呼び、最後の息を安らかに引取つたといふ話を。

敵の彈丸雨霰と散る中に立ち、勇敢に戦つた水兵は、赤き血潮を甲板に染めて、正に死せんとする時さへ、敵艦が沈んだかどうかを心配し、『戦ひ難くなつた。』ときくや、につこり笑つて、『仇をとつて下さい。』と叫んで息を引取つたといふ。これは日清戦役のことであるが、此の士氣にかためられて來た我が海軍なればこそ、未曾有の大戦に、露國の艦隊を全滅し得たのだ。

タンクや毒瓦斯の時代に、鎮西八郎爲朝の強弓も、役には立つまい。航空機や、潜水艦の時代に、源義經の八艘飛びも間には合ふまい。しかしどんな

機械でも、どんな武器でも、最後の問題は、それを取扱ふ人間である。そして人間には上手もあり、下手もあり、熟練の者もあり、未熟の者もある。しかし結局は其の精神にある。

日本人の特色は、此の精神、此の士氣であつた。もし日本人がこの士氣を失はば、鹽が鹹さを失つたと同じで、何の役にも立たない。鹽が鹽として用を爲すのは、その味の鹹さのためである。

過去の諸々の國難を、我等の先祖はこの士氣、精神を以て、征服して來たのである。しかも國難は過去だけではない。現在にも多い。更に將來はより多くあることを覺悟しなければならぬ。

國が盛になるか、衰へるか、それは物質的の關係によることも少くない。併し何よりも大切なのは、國民自身の精神である。今日軍備の充實も大切である。併し更に大切なものは、國民の士氣と精神とである。我等は我等の祖先、我等の先輩の光榮を辱しめざる様努むべきである。

明治節

毎年明治節を迎へる毎に、常に新しい心地を覚える。明治天皇の御前に出て、畏れながら天顏を拜し奉る心地がする。

明治天皇の御心の一端でも、我等が遵奉すれば、我等は必ず忠良なる國民となるであらう。甚だ畏れ多い言葉であるが、我等は唯我が同胞と共に、明治天皇の御心を以て、我等の心としたいものと希ぶ。

明治節
十一月三日。明治天皇の御誕辰を記念し奉る日にして、四大節の一。明治神宮中心に大祭が行なはれ、神宮競技大会が開催される。

の國家と、國家をお授けになつた祖宗に對して、奉仕的に、獻身的に、御盡し遊ばしたのであつた。

日本の國民道德の基は、奉仕的の觀念に存してゐる。それが今日では此の義務の觀念を無視して、外國の眞似の權利思想に傾いてゐる。これでは家庭も、社會も、國家も、決して安定することが出來ないのである。今日の様な思想の混亂は、要するに此の義務の觀念を忘れて、權利の思想にのみ共鳴するといふ、根本的大間違から來てゐるのである。

倫理とか道徳とかいふものは、其の國家と共に存立するものである。日本は、儼然として三千年來の輝ける國體を保つてゐるのに、この國體を支へて行く倫理、道徳が、根本的に、反対にならうとしてゐる。これでは國家の前途はどうなつて行くであらうか？ 甚だ心配に堪へないことである。

我等は特にこの明治節に際して、明治天皇の大御心を心とし、我が國民が昔からの國家的奉仕の大精神、義務觀念の大主義に目覺めて、これを實行せ

んことを祈つてやまない。

金子一等兵の姉が班長に送つた手紙

金子一等兵
身田秋。満洲小野立出
備隊入和六年を守し年を残る母郷常助。一等兵と
里に病める姉とよを守し年を残る母郷常助。一等兵と
昭姉とよを守し年を残る母郷常助。一等兵と
隊でとよを守し年を残る母郷常助。一等兵と

班長殿。私は金子常助の姉、とよと申す者でございます。實は弟が入營の間際に危篤であつた母は、七月十四日の朝に逝つてしまひました。けれども弟との誓を守つて、電報も打たず、何時までも知らせまいと思つてゐたのでござります。それなのに數日前、私が豫想してゐた通り、弟から母の病氣の様子を知らせてくれと言つて來たのです。幾ら覺悟をして誓つて行つたとは言ふべきです。まして親思ひの弟です。きつとく苦しんだ上に、私との約束を書かねばならなかつた私の心を御察し下さい。私共は、幼少の時父に別れ、母の親子の間柄です。そして親思ひの弟です。きつとく母の死をさとり、もしや嘆い返事にそむいてまで、書いたのに違ひありません。その便りに對し、つれない返事を書かねばならなかつた私の心を御察し下さい。私共は、幼少の時父に別れ、母の手一つで育て上げられました。そんな關係から私共姉弟は、人一倍涙もろいのです。私が叱つてやつた便りを見て、或はうすく母の死をさとり、もしや嘆い心配でなりません。親の死、それもたつた一人の母親の死を、一人の弟に直接知らせるため、又亂させたくないばかりです。そのため、又御國のために、充分に働かせて下さい。

國民皆兵

日本國民は、兵役の義務に服さなければならぬ。これは義務といふよりも、寧ろ權利といふのが適當であらう。それほど兵役は日本國民にとつて、大切な務の一である。

武家の政權
建久三年（一八五二年）源賴朝が征夷大將軍に任ぜられ、これから政權が武士の手に移つた。

徵兵令
明治初年の頃、山縣有朋（後の公爵）が銳意陸

明治になる迄、日本には武士といふ階級があつて、武士だけが兵士として威張つてゐた。源賴朝が幕府を開いて以來數百年の間、種々の弊害は、武士だけが兵權を握つてゐるといふことから生じて來たのである。明治維新の大改革は、此の弊害を一掃して、國民皆兵といふことに定め、兵役を全國民の義務と定めたのであつた。

國民が天皇陛下の御旗の下に集つて、自國を守護するのは、其の國民の當り前の義務であり、又其の國民の誇りであらねばならぬ。若し一國に警察と

軍の編制に従事し、徵兵令を定め、明治五年十一月一日詔によつて國民皆兵と定めた。

いふものがなかつたら、其の國の秩序を保つてゆくことが出来ない。それと同じで、兵力は其國が世界に對する一の警察力である。火附とか、盜賊とか、殺人とか、種々の悪事を未然に防ぎ、またはこれを捕へ、これを罰して、秩序を保ち、人民の生命と財産とを、安全に守つてくれるのは、警察の力である。そして國內に於て若し警察の力だけで及ばない大事件のある際に、これを取締り、國外に於て、若し一旦緩急あれば、國の運命を背負つて戦ふものは、軍隊の力である。

今日では、兵力のない國は、國として立派な體面を保つて行くことが出来ないのである。世界大戰の結果を見よ。兵力の多いものが勝ち、兵力の少いものが敗ることを、はつきりと我等に教へてゐるではないか。もし兵力の數を多くしようとするなら、國民皆兵といふことを、その言葉通り、徹底的に行ふ外はない。

兵は時には凶器となることがある。若し他國が此の凶器を以て、我等の體

面を汚すことがあるならば、我等は自分の兵に頼つて立つより外に手段はない。邪惡に對して敢然と立つ時、兵は正器であり、吉器である。

日本の歴史を讀めば、維新の初め諸外國が如何に無禮な行爲を日本に與へたかがよくわかる。如何に外國人が日本人を侮辱したか。それは思出しても續に障る程である。然も今日日本人が彼等と對等の位地に立つやうになつたのは、日本が世界の面前に於て、武勳を輝したといふことが、大きい原因の一である。即ち日清、日露の兩役に於る日本の勝利は、日本を侮辱し、日本を無視した外國人達を、あつと驚かしたのである。世界は初めて日本を馬鹿にしてはならぬと悟つたのである。

一國の元氣は、國民が勇んで兵役に從ふことによつて表はされ、またこれによつて養はれるのである。

海行かば、水づく屍、山行かば、草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、長閑には死なじ

これは我等の遠い祖先の勤王の歌である。

大君の御旗の下に死にてこそ

人と生れし甲斐もありけれ

これは維新志士の忠君の歌である。

若し今日、日本の國民にして、一人でも兵役を嫌ひ、兵役を避けようとし、兵役を無用なものだと思ふ者があれば、それは我が大和民族の顔汚してある。外國の様に、兵を雇つて、それで國を守ればよいといふ者があるならば、それは我が日本の國性を傷け、我が日本の國體を破る、愚なる國賊と云はねばならぬ。

天皇陛下は一國の元首で在し、又國民的大家族の家長で在すと同様に、これを軍事的に云へば、一國は一大兵營であり、陛下は實にその大元帥で在します。日本國民たるものは、欣んで、勇んで、進んで、兵役の義務に服すべきである。

國民的覺悟

日本國民には、今後大なる試鍊が、次から次にと落ちかかつて來ることを、覺悟しなければならぬ。それは何處から來るか。聞くまでもなく、いふまでもなく、それは太平洋の向ふ岸からである。『日本の國は小さい。日本は貧乏だ。どんなに日本が憤慨したつて、何が出來るものか。日本なんか一叩きに叩きつけてしまふことが出來る。』米國はこんな態度をもつて日本に對してゐる。そしてその態度は露骨である。

此の場合に我が日本國民の覺悟は如何か。それには騒がず、焦燥らず、辛抱強くして、國力を充實させることである。日本の國家を富強にすることである。世界は決して米國だけの世界ではない。英國だけの世界ではない。世界は廣い。英國や米國にのみ太陽が照るわけではないのだ。

我等は此の國民的艱難の時に際して、二つの覺悟がなければならぬ。第一は何處までも辛抱して國力を養成すること。第二は世界に友國を求めることがある。

若し國民に辛抱力がなく、外に對しては何處までも米國や英國の云ふことを、御無理御尤で畏つてゐては、我國の立場は益々危險となるであらう。我等は飽迄も我等の正義と信ずることを、堂々と行つてゆけばよいのである。それには國民が辛抱して、いざと云ふ場合に、自信を以て立上ることの出来る實力を、十二分に養成してゆくことが大切である。

去年今夜侍清涼一秋思詩篇獨斷腸 恩賜御衣今此在 捧持毎日拜餘香

霜滿軍營一秋氣清 數行過雁月三更 越山併得能州景 遮莫家鄉念遠征

(菅原道真)

米國は如何なる國乎

一 米國の膨脹

カーライルは米國のノルトン教授を『米國唯一の紳士である。』といつた。ノルトン教授と會見したことのある者は、カーライルの言つたことが、決して間違つてゐないことを知つてゐる。そのノルトン教授が米西戦争の終り頃、『自由を面目とする米國が、その面目を捨てゝ、帝國主義の間違つた道に進んで行くのは、嘆かはしいことである。』といつて、大いに米國の帝國主義を嘆いてゐた。

全く當時の米國は、深い谷底に水が流れ込む様な、山の上から石を轉する様な、物凄い勢を以て、其の國力を海外に伸し始めたのであつた。それが自由和平主義から帝國主義へ轉向した、米國の姿であつた。

米西戦争（米國と西班牙との戦争）は、米國を世界的大國の一にした。それ迄北米の大陸に踞つてゐた合衆國が、此の戦争を境として、帝國主義の急先鋒となつたのである。米西戦争で勝つた米國は、西班牙から玖馬、ポルトリコ、比律賓諸島を得、これを好機會として、布哇をも併合してしまつたのである。それ以來玖馬は米國の統監の下に、獨立の共和國となつたが、それは名目だけで、米國の一部と見る外はない。

米國が帝國主義に傾いたからといつて、これを非難しなければならぬ理由はない。膨脹發展は生物の原則である。内が充實すれば、外に溢れ出るのは自然の勢である。民族の活動は、必ず定りきつた道を行くものであるときめることは出來ない。或る民族は他の民族の壓迫の爲に、仕方なく押出され、押進められる。これは鯨が鯈に追はれて、海邊に近づく様なものである。或是又餓餓とか住居とかの爲に、その必要に迫られて、自分で移轉するものもある。これは氷や雪が山や谷を埋めると、猪、鹿の群が、人里近くに来て、

起つた。合衆國はこれに干渉して、米西戦争のあつた年、遂にハワイを併合してしまつた。帝國主義自己の領土及び勢力範囲を出来るだけ擴げようといふ主義で、十九世紀後半に盛んになかつて来た。

食物を求めると同じことである。
併し米國の帝國主義は、こんなことの例外である。米國は他からも壓迫されない。又米國は生存してゆく上に、何も不足してゐない。それでも尙海外に膨脹してゆかねばならぬのは、其の活氣があまり盛んな爲である。併しこれも亦生物の自然の勢であるから、これを咎めなければならぬ理由は少しもない。故に米國の帝國主義は、自衛の爲でも、生存の爲でもない。その活動力を満足させる爲である。丁度金持が別荘を作る様なもので、雨露を凌ぎ、風霜を防ぐ必要があつて、別荘を作るのではなく、唯金が有り餘つて困るから、その使ひ道に困つて別荘を作り、更に他人の田畠や山林まで、その別荘に取り入れるといふ様な譯である。

二 米國は東から西へ

米國の國運はたいてい東から西に及んでゐる。米國の祖先となつた清教徒

清教徒
一六二〇年英國の國教派に反対する清教徒はメイ・フラワー號に乘じて大西洋岸に來り、後のニューヨークの基を開いた。

の巡禮者達が、英國から移住して來たのは、大西洋沿岸の新英州附近の地であつた。それがだん／＼勢を増すに従つて、西の方に進み、加州に行き、それから海を超えて布哇に至り、それから鎖國日本の長い夢を驚かし、支那と密接な關係をつけ、更らに比律賓群島の所有者となつたのである。米國は今や太平洋を自分の國の池とし、東洋を自分の國の出張所の様にしようとしてゐる。これはむづかしい考へからでなく、たゞその本能的の衝動にかられて、西へ西へと出て來たものであらう。蛇が春も暖かになつて來ると、其穴を出で、だん／＼草澤に出て來る様なものである。

米國は一八九八年、米西戦争迄は、仁義の國であつたが、米西戦争以後は、仁義のない國となつたのであらう乎。我等は過去の米國が決して天使の様な國家でなかつた様に、現在の米國も亦決して惡魔の様な國家でないことを知つてゐる。

獨立戰爭
一七七五年一
世界大戰
一九一四年一
一七八一年
一九一八年一

つたから、他國と戰爭する機會を少くしてゐただけである。故にこれを見て、米國は平和的の國民であるなどと思ふのは間違だ。どんなに喧嘩好きの人でも相手のないのに喧嘩は出來ない。米國の歴史に有名な戰争が多くないのは、米国人が戰争を好まないからではない。その機會が少なかつたからである。しかも米國は獨立戰爭から世界大戰まで、百十年の間に、十回の戰争をしてゐる。そしてその期間は二十年八ヶ月に亘つてゐる。これを勘定すれば、十年毎に一回の戰争をしてゐる。一世紀の五分の一以上戰争をしてゐたのである。我等は敢てこの證據を以て米國が好戰國であり、米人が好戰國民であるとは斷言しない。しかも若し『世界に於て自由平和の國民は米國人だけである』などと誇る様な米人があれば、我等はその米人に對して、『自分の國の歴史をよく見てから、その言葉が正しいかどうかを考へよ。』といひたい。

かつて日本に來た或る大學總長は、その演説中に、『米國民は軍國主義者でも、帝國主義者でもない。米國民は平和を熱愛する國民であつて、戰争をし

たことはあつても、それは唯自由と人道との爲に戰つたものである。』と云つた。若し此の大學生が眞面目に、學者として、米國の歴史的事實を語つたものであるとすれば、日本の中學生でも、こんな妄説に瞞著される様なことは決してない。我等は決して米國民が、他の國民より以上の好戰國民だとはいはぬ。同時に他の國民より以上に、自由人道上の勇士で、平和の熱愛者であるといふ事實も認めない。

三、果して正義の戰争か

南北戰爭、南北戰爭、米西戰爭は、果して本當に自由、人道の爲めだけの義戰であつたか？歴史的によくよくこれを觀察すれば、米國民の利害關係が、その根本の動機、有力な原因であつたことを、我等はよく知つてゐる。米西戰爭は何故起つたか。世界の人々は米國が手を玖馬に廻して、其の反亂を挑發し、不思議なメーソン號の爆發を口實として開戦した事實、及び事情

をよく知つてゐる。これを人道上の義戦と云ふべきであらうか？若し假りに米西戦争を義戦として考へたとしても、何故米國は西班牙から、あれ程迄に澤山の獲物を掠め取つたであらうか？義戦の獲物にしてはあまりに多過ぎるではないか。

又米國は一八三五年、墨西哥からテキサス州を奪ひ、更に侵略しようとする野心を以て、其の國境を越え、墨西哥を犯した。墨西哥がこれを米國に抗議した處、米國は一八四五年に墨西哥に向つて戦を宣し、その結果一八四八年加州、ユタ、アリゾナ及び新墨西哥等の地を、墨西哥から取つたのである。これが即ち米墨戦争である。これが果して自由、人道の戦争といひ得るであらう乎。

オウエン・ウイスターは、その著書の中に、米墨戦争のことを次の様にいつてゐる。

『此の戦争で我々は弱者をいためた。我々は墨西哥を我々の犠牲者とした。』

グラント將軍ハーバード一八八二年八月五日

南北戦争に北軍の將となり、南の將リードを降

伏させて五ヶ年の内亂を平げた。一八六八年大統領に選ばれ、一八七二年再選され、合衆國發展に大いに力をつくした。バナマ運河一八八一年佛人レセップスが開鑿に着手したが、コロンビア國と協商して運河一八八九年米國はコロンビア國と反対に立派な開通した。一九〇三年バナマ一員が開鑿を計画したが、コロニアル人レセップスが十年の日子と二億圓の費用を投じて、一八六年(明治二年)に開通した。

この恥づべき仕事の根柢には、我が奴隸制度を存せしめた。』と。ウイスターは又米國人のインデアン土人に對する待遇を『米國史の中で最も暗黒頁である。』と明言してゐる。更にグラント將軍は、米國と墨西哥とのすべての戦争を『不正不義』といつてゐる。ウイスターもグラントも米國人である。然も彼等は公平にこれを觀察して、かくいつてゐる。

米國が帝國主義的野心の爲に、其の附近の弱小國を無頓著に犠牲にしてゐるのは、驚くほどである。バナマ運河はどうして米國の手に入れた乎。バナマはコロンビア國に屬してゐたので、米國はコロンビアから分離して獨立させた。そして獨立を承認した代價として、運河地帶長さ四十餘哩、幅十哩の地を、永久に租借した。そしてかつて英國との間に、これを蘇士運河の様に、國際的運河とする約束をして置きながら、これを破り、自國の軍事上の便宜にのみ使用しつつあるのは、果して平和を熱愛し、正義人道を愛する國民の行ふべきことであるか否乎。

開通した。後實權は英政府に移つた。國際運河として、戰時に封鎖する事なく、交戰國の艦船をも通過させられる。ペルリ嘉永年間黒船を率ゐて我が國に來た米國水師提督。

更に米國が平和を熱愛する國民ならば、何故にペルリは戰鬪の準備をして日本に來たのであらうか。何故に日本の幕府に對して、殊更に米墨戰爭の繪畫を土産として贈つたであらうか。これは『米國のいふことをきかなければ日本も墨西哥の様にしてしまふぞ。』と、我が日本を脅迫する爲であつた。かういふ例は米國の歴史には澤山ある。どの頁にもこの様な例を見出すことが出来る。

我等は米國を唯米國として觀察すればよい。米國は決して天使的國家でも、惡魔的國家でもない。普通の一國家である。そして米國民は決して彼等が自ら誇るごとく、平和を熱愛する國民ではない。若し歴史上からこれを冷靜に、公平に判断すれば、寧ろその反對者であることが認められる。

君子は行を以て言ひ、小人は舌を以て言ふ

(孔 子)

米國に對する一の忠告

北米合衆國は、不思議な運の廻り合せて、世界の霸權を握つてゐる。これは何故かうなつたかと一口で云へば、世界戰爭が米國に與へた幸運である。鶴が蚌の肉を食はうとして嘴を夾まれ、兩方が互に争つてゐる所に漁夫が来て、なんの苦勞もせず兩方を捕獲したといふ譬の通りで、世界各國が互に戦ひ争つて、お互に困り、お互に疲れてしまつた時に、米國は鶴と蚌とを一度に捕へることが出來た漁夫の様な利益を得たのである。

アメリカ合衆國	
面積	九六萬平方糸
人口	三、八六萬人
主力艦	一五隻
巡洋艦	二七隻
驅逐艦	二二隻
潛水艦	八四隻
航空母艦	四隻
總噸數	一二八萬噸
正規軍	一八萬
護國軍	十三萬
飛行機	千八百機
(海軍)	千二百機
金保有高	八十億圓
(世界總額の約三割)	

ナポレオン・ボナ
バルトコルシカ島に生る。七年（一七八九年）エーデルバートを征服し、更に各國を併合して、八年（一八〇四年）皇帝の位に即いた。ナボレオン一世と稱し、イタリ王を兼ねた。翌年（一八〇五年）トラファルガルの海戦で英國に敗れ、大陸封鎖令を出して英國を苦しめようとしたが、失敗した。一二年（一八一二年）ロシアに遠征してモスクワに大敗、翌年（一八一四年）聯合軍とフランスに敗れ、一八一四年（一八一五年）エルバ島に脱出されたが、脱出し、聯合軍とワーテルローに決戦して遂に敗れた。セントヘレン島に没した。

かういふ譯であるから、國際聯盟なども、何も米國から出紗張つて、なんだからといふわけではないのに、國際聯盟の連中が、米國の鼻息を覗ひ、かへつて米國に對して、どうぞ國際聯盟に干渉してくれといはんばかりの態度である。

種々の状態をよく観れば、我等は米國が横暴だとは、一概にいふことが出來ない。又一概に米國を非難することも出來ぬ。

併し我等は世界に於ける米國の信友として、米國に反省を促したいことがある。それは若し米國が今迄の様に、支那を援けるのに熱心で、日本に對しては、日本の不利益を望むやうな態度を、極端に、露骨に發揮するならば、其の結果は、米國が望んでゐる東洋平和といふことは、全く反対のことにならぬ。

なつて來るといふことを、米國に反省させたいと思ふ。例へば支那の軍閥に向つて、一生懸命に援助する如きことは、益々禍の根を深く、大きくしてゆくばかりである。

我等は米國に對して、何の惡意も持たぬ。又持つべきでもない。しかしながら經濟封鎖をして、日本を困らしてやれなどといふ浮調子のことを、彼等がしやべりちらしてゐるよりも、今少し日本の立場に立つて、全體のことをよく考へて見よと忠告したい。若し米國が日本の立場に立つとして、これ迄日本が支那から被つた様な待遇を支那から受けたなら、彼等は黙つてゐることが出来ようか？ それでも支那に牴觸することが出来ようか？

我等は米國に向つて何もひどいことをいつてゐるのではない。但だ若しど等が本當に世界平和の支持者にならうとする、大きい望があるならば、もすこし自分の脚の下を見る必要があることを、我々は米國の信友として、彼等に忠告したいのだ。

古の戦争と今の戦争

古の戦争には詩があり、歌があり、戯曲がある。即ち古の戦争は武勇傳の陳列でなければ、英雄傳の展覽であつた。これは後の人々が戦争を美化したばかりでなく、當時の戦争そのものが、美的であり、戦士の心持も亦美的であったからだ。

一の谷合戦
壽永三年(一八四年)源氏、平家を潰敗さす。
壇の浦の戦
文治元年(一八四五)平家滅亡。
千早・赤坂の戦
元弘二年(一九九二年)より正成奇策を以て關東武士を悩ます。

源平時代から、戰國時代に至る間の戦争の物語を除去すれば、日本の歴史は比較的貧弱ならざるを得ない。一の谷合戦、屋島、壇の浦、或は楠氏の千早城、赤坂城、或は川中島の戦、皆我等の美的感情を刺戟する。それから降つて關ヶ原、大阪冬夏兩陣、或は島原の役になれば、その興味は半分は減殺されである。

更に明治二十七八年及び三十七八年の戦役までは、文明の利器を當時に

於ては、最大限度に利用したが、戦争といふものは、敵味方の戦士の間に行はれる勝負事であつて、それに伴ふ面白味もその中にあつた。廣瀬中佐の旅順港口の閉塞、橋中佐の遼陽方面の激戦に於ける奮闘、人をして忠肝義膽の活きた典型を見る心地をさせた。

川中島の戦
弘治元年(一二五一年)永祿四年(一二三二年)上杉謙信、武田信玄の合戦。
関ヶ原の戦
慶長五年(一一〇〇年)冬の陣
慶長十九年(一二七四年)大阪夏の陣
元和元年(一二七五年)豊臣氏滅亡。
廣瀬武夫
海軍中佐、日露戦役に朝日艦水雷艇分隊長として出征。明治十七年三月二十七日の曉、福井丸を指揮して旅順港口閉塞に從事中、敵弾に戦死。
橋周太
陸軍歩兵中佐、東宮(大正長く)

天皇)御附武官として奉仕。日露戰役に歩兵第十三四聯隊の步兵大隊長として從軍。明治三十七年八月三十日遼陽首山堡の激戦に戦死。

る虐殺を目的としてゐる。敵兵を殺すばかりでなく、敵國の人も草も皆滅してしまふといふ、恐しいことになつて來たのである。そして近代科學の進歩は、注文通りに人類を塵にし、文明を全滅させる方便を、遺憾なく提供してゐる。

今後の戦争には、殆ど人間味が没却し去られる。猛將英帥が、自ら陣頭に立つて、其の精兵を、左右の手の如く動かす花々しい振舞は、今は薬にしたくも見られない。今では戦線から幾哩も、幾十哩も離れた密室の中で、戦圖を按じ、電話或は無線電信で、彼處に爆弾を投下せよとか、此處に毒瓦斯を散布せよとか命令を發するだけである。そして兵士はその通りに運動する外はない。この様にして一朝にして幾百萬の大都は焼かれ、一夕にして幾十萬の生靈は殺される。戦争の慘禍も此に至つて極るといはねばなるまい。

神州男兒の面目

四十三潜水艦の沈没は、不幸な、悲しい出来事であつた。そしてみすく多くの生存者を、その儘救ひ出すことが出来ず、これを見殺にしなければならなかつたのは、更に最も惨ましいことであつた。然も彼等の死に際しての健氣な覺悟と態度とは、我等に熱き涙をしほらせる。

酸素はだんぐり減つて行き、炭酸瓦斯は増して行く。艦の中にある人々は、みな高い山に登る時の様に、呼吸が苦しくなつて來た。その時小川大尉は電話機にかかるて、

兵員は静かに命を報じて努力してゐる。泰然として部署に就いてゐる。司令官からお上によく御傳を願ふ。今足が海水に浸つて來た。

と報告して來た。嗚呼此の際に、兵員は命を奉じて努力し、泰然としてその

四十三潜水艦
大正十三年三月十九日佐世保港外黒島附近で、基本演習中の第二十二潜水隊所屬の第四十三潜水艦は、軍艦龍飛と衝突して沈没したが、乗組員は遂に救出され、船長以下心得桑島と名大尉は遂に救出された。犠牲となつた。

責任をつくしてゐるといふことである。雄々しき彼等よ。勇ましの兵員達よ。やがて

一人倒れた。二人倒れた。

と云ひ、そして

天皇陛下萬歳

と三唱する聲が聞えた。

それから暫くたつて、小川大尉は苦しい息を抑へ、きれぐではあるが、明瞭な聲で、

一身上に關しては、何も云ふことがない。既に決心してゐる。皆様冀くは邦家の爲に、最善の努力を頼む。

と云ひ、
天命を待つ。

と云ひ、最後に

早く、早く。

と云ふ聲がして、其後は何も聞えなくなつた。

これは大正十三年三月十九日の午後六時頃から、八時四十五分頃迄の経過であつた。彼等が最期の息を引取るまで、不常と變ることなく、從容として、自分の職責を盡したことがよく想ひやられる。その最期の苦しき息の下にも、尙一身上のことは捨てて、國家の爲をのみ願つた小川大尉、泰然として天皇陛下萬歳を叫んで死んで行つた兵員達。

此の様な立派な最期を遂げた、我が海軍將士の態度を見れば、我が神州國の大和魂は、今も尙昔の様に旺んであることを有難く思ふ。嗚呼、かかる死こそむだ死ではない。『神州男兒の面目はかくあるものぞ』と、我等に示してくれた勇士の英靈も、同胞國民の感激と尊敬の中に、安らかに眠ることが出来るであらう。

空閑少佐

『花は桜木、人は武士』と云ふ句は、我が空閑少佐の死に相應しい。我等は少佐の死を悲むと同時に、少佐が其の死所を得たるを嘆美し、また羨む。空閑少佐は其の部下と共に、奮戦苦闘して遂に重傷を被り、人事不省に陥つた。少佐の部下も少佐の戦死を信じ、空閑少佐戦死の報は、全國民に傳へられたのである。

運命は奇しきものといふが、空閑少佐は戦死してはゐなかつた。空閑少佐が人事不省から覺めた時には、既に敵の手に收容されてゐたのである。しかも少佐はかつては日本に留学したる支那士官の、至れり盡せりの看護を受け、死の谷底から蘇つたのであつた。かうして空閑少佐は不思議な運命によつて蘇つたが、生きた少佐は死よりも辛い責任感に打たれたのである。そし

て少佐の強い責任觀念は、遂に戦死した林聯隊長の四七忌日、戦歿した部下の五七忌日に、その舊戰場に於て、少佐を自殺させたのである。しかも少佐は生前部下の奮戦の記録を書き終り、其他の爲すべきことを爲し、盡すべきことを盡し、今は思ひ遺す何物もなく、一絲紊れぬ立派な武士的死を遂げた。空閑少佐は生きることよりも死ぬことを武人の面目とした。嗚呼此に始めて光輝ある日本軍人の眞面目と、日本男兒の本色とが見出される。

日露戰役に於て、露國のステツセル將軍は、旅順を開城して、乃木將軍に明け渡した。我等はこれに是非の論を挿むのを好まぬ。但だ諸君はこのステツセル將軍と、我が清水長左衛門との態度を比較して見よ。即ち清水長左衛門は、籠城の見込無しと悟つた時に、その愛する部下を濟ふ爲に、高松の城を開いて、身を以てこれに殉じた。我等は此の勇將清水長左衛門が、一身を捨てゝ、部下を濟はんとした所に、日本精神の本領を見出すものである。

空閑少佐は軍人に向つては、日本軍人の行く可き道の實物教育を與へ、日

陸軍歩兵少佐。林第七聯隊長として昭和七年二月二十日の江瀬鎮總攻撃に當り、彈戦健闘の後、敵力に敗れ、人事不省に陥り、敵に重傷を負ひ、弾薬耗盡され、敵に收容され、其の後日聯隊還加療中、林聯隊長に當る三月七忌日に自刃した。支那士官甘海濶少佐を救つた支那士官甘海濶少佐。現在駐日支那公使館付武官として勤務ゐる。

本國民に向つては、日本男兒がかうした場合に、如何なる態度を取るべきかを訓へた。少佐の死は、我が日本國民に大なる感激と、衝動とを與へた。少佐の死の如きは、決して無用の死ではなかつた。我等は空閑少佐の武士的精祿を考へる時、熱い涙が流れ出るのを覺える。

空閑少佐の取つた道こそ、我が日本男兒の取るべき道である。空閑少佐の精神こそ、我が日本男兒の精神である。こゝに名を惜しみ、散り際潔よきを願ふ、日本の武士的精神がある。

生れて一度も、立派な決心をしない人は、殆んどない。ただそれが續かないのだ。昨日結んだ紐が、今日はや緩むのを見れば、明日は解けはせぬかと案じられるではないか。結んだ紐は、日に日に締め直せば、固く締つてゐる。

(ジエー・エス・ミル)

荒木大尉

荒木克業
千葉鐵道第一聯隊
中尉として
満洲事變に出征
昭和七年十二月三日大興安嶺にて戦死

滿洲事變が起つて以來、我が勇敢なる將兵が、大元帥陛下の御旗の下に、身命を捨てゝ働く壯烈さは、世界の人々を今更の様に驚かしてゐる。我が工兵大尉荒木克業君の死の如きも、武人の典型であるばかりでなく、凡有る國民の感銘するところのものである。

千葉鐵道第一聯隊付、陸軍工兵大尉荒木克業君（當時中尉）は、大興安嶺附近の戰闘に、九一式廣軌牽引車を操縦して、追撃部隊の先頭に立つてゐたのである。

時は丁度昭和七年十二月三日午後三時。興安嶺トンネルに近づく際、敵は突放車を以て、我が軍用列車を顛覆させ、それによつて我が前進を阻止せんとした。荒木大尉はこの危険を悟るや、部下の兵四名を連れ、應急策を講ず

る爲に、列車を降りて、直に脱線機を裝置した。敵の突放車は眼前にせまつた。大尉はそれを見るや、部下を退け、只一人止まつて、裝置が完全か否かを確かめようとしたが時が無かつた。大尉はその脱線機を有効ならしむる爲に、身を以て脱線機を押へた。驀進して來た敵の突放車は、大尉のこの壯絶な犠牲によつて、見事に脱線して、我が軍用列車は顛覆の難を免れたのである。そして大尉の肉體は、冷き大興安嶺の鐵路に、血となつて四散した。

事實はただこれだけのことだ。併し荒木大尉の行動は實に勇敢であり、沈著であり、最後まで軍人的精神を發揮したものであつた。彈丸が雨霰と降る中に、刀をふりかざして兵と共に突撃するのも勇者である。しかも荒木大尉の如く、危機一髪の瞬間に、前を見、後を顧み、泰然として自分の爲すべきことのために、その身をも捨つるごときことは、勇者中の勇者ともいふべきであらう。平生から軍人精神をよくわきまへてをらねば、斯うした落付き拂つた離れ業はとても出来得べきことではない。

武藤信義
陸軍大將。昭和七年九月滿洲國駐在特命全權大使、關東軍司令官に任命された。

武藤關東軍司令官は、荒木大尉に對して、次の様な感狀を授けてゐる。
大尉の勇敢、沈著なる行動は、能く我軍の難を救ひ、爾後の追撃を最も有利に導くを得せしめたり。其の功績は抜群にして、其の犠牲的精神は、武人の模範とするに足る。よつてこゝに感狀を授與す。

大尉の死は實に此の感狀の通り、武人の模範とすべきものであつた。

嗚呼、滿蒙の大家根である大興安嶺は、永久に此の勇敢なる青年士官の墳墓の地となるであらう。荒木大尉、その名は大興安嶺と共に、永く語り繼がれるであらう。大尉もまた實によき死處を得たものといふべきである。

千歳恩讐兩不存。
海甸陰風草木腥。
一腔熱血存餘瀝。
客窓一夜聽二松籟。
史篇特筆姓名馨。
月暗楠公墓畔村。
(贊茶山陽)

孝 養

『孝は百行の本なり。』とは、眞に道理のある言葉だ。父母に孝である者に、不忠の民はなく、父母に孝である者に、身を持ち崩すものはない。その人がどんな人間であるかを知るには、その人の父母に對する仕打、心掛を見ればよく分る。父母に對して眞實で、親愛で、甲斐々々しく仕へる者は、君に忠である。兄弟に對しても、友達に對しても、世間に對しても、決して不都合な眞似はしない。

親を思ふ心にまさる親心

今日の音づれ何と聞くらん

吉田松陰
長州藩士。名は矩方。通称寅次郎。古今の史籍

親に對しては、實に孝行の子であつたのだ。『忠臣を孝子の門に求む。』といふことは、即ちこの事である。

本當の孝行といふことは、決して四角張つたものでもなく、むづかしいものでもない。孝養といふことは、何の手數もなく、面倒もなく、眞情の發するままで、さらくと流れ、行く所に行き、止る所に止まるものである。

孝養といふことは、美しい衣服や、珍しい食物を以て、朝夕父母に仕へることではない。美しい衣服がなく、珍しい食物がなくとも、父母の心を樂しませ、父母の情を慰め、父母の意を安んじ、父母の志を満足させることが、即ち本當の孝養である。そして又親といふものは、何よりも子供のことを心配するものであるから、父母に對しては、自分の身體に就いて、心配かけぬことが大切である。感冒にかかるれば、親を大いに心配させる。まして大病に罹るなどといふことは、大不孝である。

父母の言ふまま、思ふままに仕へると同時に、又更に進んでは、父母の智

識上、思想上に於ても、新しい、正しい時代の空氣を注入することが必要である。人の趣味とか、思想とかいふものは、年齢や時代によつて、違ふものであるから、其點をよく注意して、「お父さんなんか舊い」とか、「お母さんなんかわからないんだ。」などといつてしまはずに、父母の教をよく守ると共に、新しいことは丁寧に、徐々に父母に語るべきである。親と子とがよく理解しこそ、本當にその家庭は春の花園である。

鳥が吾々の頭上を飛ぶのを拒むことは出来ないが、頭の上に巣を作ることは断然拒み得る。恶心が吾々の心に時々閃くのは、どうする事も出来ない本能であるが、此の恶心を心に宿して、惡事をなさしめないやうにするのは、吾々の力である。

(ルーテル)

筋肉労働

理窟を抜きにして、筋肉労働を尊べといひたい。今日では運動といふことが、全國を擧げて盛んである。スポーツの全盛時代である。スポーツ結構決してそれを悪いとはいはぬ。それも結構であるが、筋肉労働の大切であることも、忘れてはならぬ。労働などといふことは、ただ労働者のみに限つたことだと思ふなら、それはたいへんな間違である。

人間はもとより労働すべきものである。ただ文明が進むにつれて、人々は筋肉労働からだんなく遠ざかつて行く。それを心配する人々が、非文明論とか、原始的生活に還れといふことを唱へるのは、これもまた一理あることと思ふ。

東京の例を引いても、目と鼻との近い所に行くにも、電車とか、乗合自動

車に乘るのが普通である。都會の人々はだん／＼脚が弱くなつて来る。故に電車や自動車、その他の交通機關が止まれば、都會の人々は脚を失つたも同様で、なんとも困つてしまふのである。

諸君は徒歩で行ける所は、成る可く歩くべきだ。荷物でも、鞄でも、自分で持てるだけは、成る可く自分で持つべきである。各々自分のことは自分で爲すべきである。さうすればそこから本當の自治の氣象が生れて来る。

社會はいつも今までゐるものではない。天候にも晴もあれば、雨もある。社會でも同じことである。まさかの時には、我等は巡査の代りにもなり、運轉手の代りにもなり、配達夫の代りにもならなければならぬ。普段から此の心掛を持つ者は、やがて一人前の人間となることが出来るのである。筋肉労働とは、必ずしも土や石を運ぶことだけではない。歩ける所は歩いて行くことも、自分の靴は自分で磨くことも、風呂の水を汲むことも、雑布がけをすることも、諸君にとつては、一の筋肉労働である。諸君の爲し得る範圍内

に於て、自分の身體を使ふことが大切である。

伊太利の首相ムッソリーニは、

「勤勞及び紀律、各人皆働くねばならぬ。首相以下皆悉く働くねばならぬ。」
と云つてゐる。勤勞、紀律、服從、勇氣、これがムッソリーニの伊太利國民に對する主張である。勤勞と勇氣、何といふ愉快な言葉であらう。我等もまた伊太利の國民に劣げずに、勤勞せねばならぬ。諸君も元氣を出して筋肉を働かせよ。

初めて我慢することは、後で我慢するよりは樂だ。

(ダ・ヴィンチ)

過を改むるには、自ら過つたとさへ思ひつかばそれにて善し。その事をば捨てて顧みず、直ちに一步踏み出すべし。過を悔しく思ひ、取繕はんとして心配するは、例へば茶碗を割り、その缺片を集め合はせ見るも同じにて、詮もなきことなり。

體力の養成

種々の問題は體力の如何によつて解決される。一日の中で、一時間でも餘計に働くことの出来る體力を持つ人は、一日中の勝利者である。一月の中で、一日でも多く働くことの出来る體力を持つ人は、一月中の勝利者である。一年の中で、一月でも多く働くことの出来る體力を持つ人は、一年中の勝利者である。一生の間にこれを積れば、非常なものとなる。

二人共同じ位の才能を持つ競争者があるとすれば、その勝敗は持久戦できめる外はあるまい。持久戦はたいていの場合、體力のある者が勝つことは、諸君の知る通りである。これは學問のことでも、政治のことでも、商賣のことでも、遊戯のことでも、皆同じである。

ただ考へなければならぬのは、體力の豊富な者は、これを濫費し、體力の

豊富でないと思ふ者は、自制して出し惜しみをする傾向のあることだ。

かういふ場合には、體力の豊富な者が必ず豊富な効果を收め、貧弱なもののが、貧弱な効果を得るとはいへない。しかしあういふことは、除外例であつて、一般的にこれを見れば、體力の貧弱な者は、體力の旺盛な者に敵はないのである。此に於て智育、德育と共に、體育が大切であることが、よくわかるのである。

今日の様に生存競争の激しい世の中では、強い身體が何よりの資本である。此の強健な身體を持つ者が、生存競争の激しい波を乗切ることが出来る。將來我が日本帝國を背負つて立つ諸君は、智識を有つと共に、強健な體力の所有者でなければならぬ。弱い者は取残される。弱い者は自分の思ふだけの御奉公が出来ぬ。諸君は何よりも強健な身體を持つ様に、體力を養成する必要がある。

僥倖心と冒險心

アレキサンダー（マケドニヤ（黒海岸）王フィリップの子。二十歳にして即位。直にギリシャを鎮定し、更にペルシヤ遠征の軍を起した。小アジアに入り、ペルシヤにベルシヤを破り、エジプトを陥れ、エニアキヤ、エニアキヤ三世を建設。更にダリウス三世アルベラに破られ、アレクサンドリ亞市を建設。更にダリウス三世アルベラに破られた。彼は一年間でペルシヤを征服し、大帝

昔アレキサンダー大王が、ペルシヤ遠征に出立しようとする際、大王の有つてゐるもの全部、その臣下に與へた。そこで或人が大王に、「全部家來にお與へになつて、王様がお持ちのものは、何んありますか。」と尋ねたところ、大王は『只一の希望を持つてゐるだけだ。』と答へられたといふ。青年が一生涯の遠征に旅立つに際しても亦、只一の希望を持つだけである。只此の希望がある爲に、歡樂も振り向かず、勞苦も厭はぬ勇氣を持つのである。

希望心も、名譽心も勿論必要である。但だこの心が一轉して、僥倖心となつては、最も恐るべきこととなる。青年の眼につくものは、古人の事業の中でも、特に花々しい行爲である。しかしその花々しい功名を遂げた者は、千萬人中の少數の人々である。その僅かにあることを望んで、ただその形迹だけを眞似ようとするのは、これ甚だ危険のことである。

お婆さんが川で洗濯をしてゐる時に、桃が流れて來たのは、ただ一回である。昔のお婆さんが桃を拾つたからといつて、自分も洗濯に行つて桃の流れ来るのを待つなどといふことは、眞に愚なことである。功名を遂げた人々は、みな種々の苦心をしてゐるのである。世の中の人はその苦心を知らずに、すぐに対を眞似しようとして、遂には僥�幸心といふ恐しいものにとりつかれるのである。これにとりつかれると、普通の仕事、規則正しい事が面白くなくなつて、ただ毎日ぼんやりと天を仰いで、いいことの落ちてくるのを待つこととなる。それは大沙漠の眞中で、雨の降るのを待つと同じで、本當に愚かなことである。

世の中には又僥倖心だけではなく、冒險心に取りつかれる者もある。ナポレオンでも、コロンブスでも、其の生命を抵當にして、其の事業を成就したのである。生命すら捨てて顧ないのであるから、成功といふ以外には、どん

コロンブス
イタリ一人。
班牙皇后イサベラの助けを得て

印度・日本に達する目的で、一九二年大西洋を航し、キューバ・ハイチ諸島を發見、白人の米大陸進出に先驅した。(一四三八一五〇八)

なものも犠牲として顧みないのである。世の中の人は、英雄といはれる人が、冒險をするには、どんな苦しみがあつたか、どんな犠牲があつたかといふことを察せずに、ただその冒險を眞似しようとする。これも甚だしい迂闊である。

物には自然の規則がある。順序がある。僥倖心は此の規則や順序を捨てて、其の結果だけを得ようとし、冒險心は此の規則や順序を飛越して、其の結果だけを得ようとする。ナポレオンやコロンブスの傳記を読んで、自分もナポレオンにならう、自分もコロンブスにならうといふのは愚かなことである。真正の英雄、偉人は、一言一行みな平凡である。一時間、一日、一ヶ月、一年の短時日を比べてみれば、決して普通の人と變ることがない。一つの原因から直ちに他の結果に遷る様なことは、決してないのである。眞の英雄、眞の偉人は、ただ堅忍不拔に、一步一步をしつかりと歩いてゆく。

負け惜しみ

世の中に立つてゆくのに、二つの敵がある。一は自惚であり、一は自暴自棄である。うまい調子に物事がゆけば、調子にのつて浮かれ、調子が悪ければ、すぐ悲觀してしまふ。此の二つの敵は、世の中に立つてゆくのに、よく注意しなければならぬ。又よい人に限つて一の癖がある。それは負け惜しみといふ癖である。つまらない人は、負け惜しみをする所までゆかないから、つまらない人にはないが、よく出来る人には、よくこの癖があるものだ。しかしこれは何でもかんでも人の云ふ通りがよいといふことではない。自分の信ずる道を守つてゆくといふことと、負け惜しみといふこととは、違つてゐるのである。一旦いひ出したことは、たとへ悪くとも、何んでもかんでも押しこなさうといふことは負け惜しみであつて、これは決してよいことではない。

王安石 字は介甫。半山と號した。臨川の人。神宗の時用ひられて、新法を建議し、強制的に行はせた。政者多民は大いに之を不平とし、王安石を怨む者多かつた。政者多かれど、六年、不平とし、王安石を辭職し遂に自ら辭職した。元祐元年六十八歳で歿す。著書に周禮新義・毛詩義・臨川集等がある。

支那の王安石といふ人は、大政治家であり、大文章家であつて、非常に感心な人であつたが、負け惜しみの強い人であつた。或時日本でいへば宮中の吹上御苑の様な處で、仁宗皇帝が魚釣りをされたことがあつた。天子様の魚釣りであるから、その餌も立派なものであつたらしい。ところがその魚釣りにお伴してゐた王安石が、この餌を辨當と間違へて、喰べかけたので、傍の者が大變驚いて、「それは餌ですよ」と注意した。ところが王安石は『さうか』といつて、全部食へてしまつたといふことである。天子様はこれを御覽になつて、『王安石は文章の方では、内閣秘書官長ぐらゐは結構やれるが、總理大臣にしては、どんなことをするかわからぬ』とお考へになり、仁宗皇帝の御代には、あまりお用ひにならなかつた。ところがその次の時代に王安石は首相となり、自分に反対する者を、片端からやつづけてしまつたので、遂には宋の國家を衰へさせるやうになつたのである。よい人も瘦我慢などといつて結構であるが、負け惜しみは、決して貰めたことではない。

藤田東湖 名は彪。齊、太田錦城に就いて學んだ。徳川齊昭に重用され、攘夷説を尊敬へ、志士から讃美を受けた。巨震安政二年、老母を救ひ出さうとした。水戸勤王派の大が、巨震安政二年、老母を救ひ出さうとした。詩文に壓死である。

藤田東湖は、偉い人であるが、藤田東湖に特に偉いと思ふことは、自分が悪いと自覺すると、それをはつきりと、自分が悪かつたといつたことである。これは藤田東湖が書いておいたものを読んでみるとよくわかる。あれ程偉かつた人が、間違は間違とし、悪かつたことは悪かつたと、はつきり云ふのであるから、餘程偉かつたに違ひない。大人と云つても、決して完全無缺ではない。善いことは善い、悪いことは悪いのであるから、これをはつきりいふのは、なかなか偉いのである。偉い人が負け惜しみをしないところは、實に偉いと思ふ。

忍ぶ者は勝つ

『出来ぬ堪忍するが堪忍』といふ言葉がある。此の言葉は深く味ふべき言葉である。世の中に立つてゆく上に、堪忍といふことほど大切なものはない。堪忍しなかつた爲に、後悔することはあるが、堪忍した爲に後悔する様なことは決してない。人に對して怒りたくなつた時には、十五分間だけ堪忍して見よ。堪忍すればその怒はたいてい烟の様に、雲の様に消え去つてしまふものだ。

急がずばぬれざらましを旅人の

あとより響るる野路の村雨

といふ歌がある。一寸辻堂にでも立寄つてをれば、着物を濡らすこともないのに、たまり兼ねて急いで出てゆくからこそ、雨にも濡れるのである。『急が

ずばぬれざらましを』といふ一句は、よく記憶すべき言だ。

殊に一家の中で親子兄弟が、口ぎたなく言ひ争ふほど見苦しいものはない。その口論の原因をよく考へてみれば、ほんのつまらないことや、何んでもないことであつて、少し考へてみれば、笑ふにも笑はれぬ、馬鹿らしいことであつたりする。

底ひなき淵やは騒ぐ山川の

浅き瀬にこそあだ波は立て

とかく人はあさはかであつてはならぬ。どんなことでもよく考へ、よくよく分別をなし、決して軽はずみなことをしてはならぬ。それには先づ第一堪忍が大切である。堪忍といふことさへ出来れば、だん／＼に思慮も分別もついて來るのである。

堪忍といふことは、自分が黒と思つたことを、白といふことではない。悪と思つたことを、善といふのではない。かういふことは詐りである。詐りは

葛城王
末期の功臣。奈良朝
平八年臣籍に下り、元明・元正一位に正仕へ、左大臣の四進ん

人の好まない悪徳であるから、夢にもかうした心得違はなすべきものでない。堪忍といふことは、人前を作つたり飾つたりすることではない。心を平にし、氣を和かにし、一時にこみあげてくる、喜怒哀樂を抑へて、その場の調子を破らぬ様にすることである。堪忍の大切なことは、怒りを抑へる時ばかりではない。哀しい時にも楽しいときにも、心の平衡を失ふことは、大きい欠點であり、大きい間違であるから、よくそれを用心しなければならぬ。それはやはり堪忍といふことが大切である。

昔葛城王が奥州に下つた時、その國司が葛城王をよくもてなさずに、冷遇したので、彼は心の中で、甚だ面白くなく思ひ、何となくその間の氣分が穩かでなかつた。ところが一人の賢い女性があつて、

淺香山影さへ見ゆる山の井の

淺くも人を思ふものかなと歌を詠んで、その心を慰めたので、葛城王は非常に心を打たれて、自分の

考への足らなかつたことを悟り、よくその怒を忍んだので、何事もなく止んだといふことである。若し葛城王が堪忍しなかつたら、どんなことになつたか知れない。これを見ても堪忍といふことは大切である。

皇軍の歌

佐徳富猪一作詞作

一 旭日煌々太平洋に 白雪千古不盡の嶺に 萬世一系天佑渥き
わが皇室をわが國を 摂護し奉れる皇軍は 天皇躬づから統率し給ふ
わが皇軍 わが皇軍は日本の護

二 明治の帝の勅諭を體し 誠心まもり身をば獻げ 陸海兩軍心を協せ
軍紀は固し鐵よりも 數度の戰役耀ける 勝利を重ねて國威は揚がれり
わが皇軍 わが皇軍は亞細亞の命

三 三年來歴史は語る 尚武の氣象明き心 非道を懲らしめ弱きを扶ぐ
仁義の師神助あり 見よ／＼東の空高く 黎明きたれり正義の力に
わが皇軍 わが皇軍は世界の光

小經濟、大經濟

日本人は汽車の辨當を粗末にして、半分だけ食べ、あとの半分は捨ててゐる。その捨てたものを年に積れば、幾千石、幾萬石になるといふ話を聞いたことがある。こればかりではない。水道の水を出しつ放にし、電燈を點けつ放にし、瓦斯を下手に使ふ。その他やりつ放しにする小さいことをみんな併せて勘定すれば、如何に大損失を國民が自ら爲してゐるか。それはちよつとや、そつとの勘定ではあるまいと思ふ。

我等が仰望し奉る明治天皇は、儉約といふことを眞に御大切に思召し、且これを御實行遊ばされた御方で在せられた。陛下の御製の御草稿は、たいてい御覽遊ばした文書の、封筒の餘白に御記し遊されたと拜承してゐる。なんといふ御儉約であらう。我等は此の御儉約の一事を承つてすら、一枚の紙を

も粗末に出来ぬことを、必々と感ぜざるを得ぬ。陛下の御儉約を拜せば、我等が一枚、半枚の紙を粗末にするのも、勿體ないことである。

個人の儉約は一家の爲に必要であり、一家の儉約は、一國の爲に必要である。本當に自治政を行ふ爲には、公共的の儉約が大切である。世の中には自分の物は大切にしても、公共の物は、粗末にする者が少くない。自治制の腐敗、役所、會社の不經濟、濫費、不能率は、皆公共的儉約心の缺乏する爲である。儉約とは物を大切にすることである。一枚の紙には一枚の紙としての用をさせ、一杯の水には、一杯の水だけの用をさせねばならぬ。更に一步を進めて、それ以上の用をさせなければならぬ。或小僧が、老つた和尚の使つた行水の水を地にすてたところ、和尚さんから『果報を知らぬ罰當り奴。行く水の水を庭の木にでも灌げば、それだけ功德になる』と、散々に叱られたといふことである。

乃木大將は顔を洗ひ、口を嗽ぐのに、ひしやく一杯の水しか用ひなかつた。

山縣元帥は重要な封筒は、必ずこれを開いて一枚の紙とし、朝の鬚剃りには、必ずこの紙にその剃つた鬚をとられた。又日本紙の巻紙に書いてある、必要でない手紙は、読んでしまへは、紙擦りを作つて、パイプのつまつたのを通したり、或は書類を綴ぢるのに、使用されたといふことである。

金錢を大切にしなければならないのは勿論である。併しそれよりもうつかりして氣のつかない身の廻りの經濟は、最も大切である。一本の鉛筆でも、一枚の紙でも、一個の消しゴムでも、これを不經濟に使つてはならぬ。一人の儉約は一家の經濟に、一家の儉約は一國の經濟に、それより大いなる相違を持來らすことを熟考せよ。

大きいなる戦争の前には恐しき沈黙あり。而して戦争の勝敗は凡て是の沈黙の間になさるなり。

外敵の侵略によりて亡びたる國家はまだなし、亡國は常に自殺的なり。

(高山 横牛)

(二一ブル)

社會的性情

日本人に一の缺點がある。それは社會的の性情が、非常に缺けてゐることである。社會的性情とは、どんなことかといへば、お互に自分のことばかりでなく、他人のことも思ひやつて、人の邪魔にならぬ様に、互に便利になる様に心掛けることである。例へば室に入るのにも、先を争つて入るとか、席を争ふとかいふことがなく、お互に邪魔をせずに、順々に腰掛け、秩序を保つことである。これが社會的性情の發揮である。かかる習慣を養ふことは、非常によいことであつて、これは自分一人の得でなく、萬人の得になるのである。

例へば電車に乗つても、中に三人の客が乗つてゐたとする。三人の間が五寸づつ空いてゐる。どんな小さい身體でも、五寸の空席には腰掛けることが

出來ない。併し五寸づつ空いてゐるから、三人が一緒に一方によれば、一尺五寸の空席が出來て、充分一人の人が腰掛けることが出來ることとなる。五寸づつあいてゐるから、特別に愉快でもなく、五寸づつめたから、特別に不愉快でもないのに、誰一人よる人もなく、動く人もない様な有様である。若し日本人が社會的性情に富んでゐれば、車掌が聲をからして、『中におつめ下さい』といふこともなく、手つり革に順につかまつて下さい。といふこともない。又老人が立つて、若い者が腰掛けてゐるといふ、不都合なこともなくなる。

又汽車に乗つてみても、團體の乗つた時の騒ぎは、實に狂人じみて、他の人は大迷惑である。日本人は一人居る時には謹直であるが、二人居ると少し調子が違つて来る。五人、七人になると、殆んど狂人である。酒に酔つた様に、人に酔つてゐるのである。とても不作法である。一人では責任が自分にあるけれども、二十人が一緒になると、二十人の責任があるべきはずのと

ころを、皆が自分でないゝと言つて、二十人の無責任者を出すといふ様なわけである。これはつまり社會的性情が缺けてゐる爲であつて、お互がお互の爲を考へてやれば、決してかういふことはないはずである。

世界の君子國などと誇つてゐる日本人が、電車の中や、汽車の中ですら、無禮、不作法をして、平氣でゐるといふことは、甚だ困ることであつて、これは皆が注意して、社會的性情を養はなければならぬ理由である。

英雄なる者は、自分の出来る事をした人だ。ところが、凡人はその出来る事をしないで、出来もしない事を望んでばかりゐる。(ロマン・ローラン)
負ける負けると思へば負け、勝つ勝つと思へば勝つものなり。負けると思ひて勝ち、勝つと思ひて負けることあれど、人には勝つものと言ひ聞かすべし。

(豊臣秀吉)

國史に還れ

國史に還れ。日本の歴史は、大和民族の系図である。我等祖先の考科表である。日本帝國の寶の庫である。日本國民の經典である。日本の國を知るには、歴史を通して知るより外はない。國史は我等にとつて、何よりも忠實な案内者であり、何よりも信すべき指導者である。

我等は歴史的に考へなければならぬ。四海同胞といふが、人類はみな同胞である。併しこれを歴史的に見れば、總ての國はみなそれく特殊な性格を具へてゐる。日本と米國とは同じ國性ではない。日本と支那とは同じ國性ではない。日本と英國とは同じ國性を持つてゐない。

このそれくの國によつて異つた、特殊の國性を保つて行く所に、獨立國としての意義が存するのである。獨立國は他の國から侵されず、その國の

體面を保つばかりでなく、精神的にも自分の國の國性をしつかりと保ち、これを更に發展させてゆくものである。

我が大和民族の誇りは、日本の歴史である。此の歴史の中には、正しいことばかりもない。善いことばかりあるわけでもない。しかし人間は決して神様ではないから、人間のやることには、時には過失もあれば、罪惡もある。けれども大體からいつて、日本の歴史は、大和民族の光榮ある歴史であることは間違ない。

如何に日本の皇室が、世界に比類ない、ありがたい皇室であるかといふことは、國史がよくこれを物語つてゐる。如何に日本の國民が一旦緩急ある際に、護國の精神を發揮したか、如何に勇敢であつたかは、國史がよくこれを證明してゐる。如何に大和民族が、世界的偉人に一步も劣らぬ人物を生じたかは、國史を見れば、直ちにこれを見出すことが出来る。

さもなくの困つた問題は、國史を知らぬ爲に出て來る。いろ／＼の思想問

題も、國史を忘れた爲に起つて来る。國民としての自信力を失ふのも、國史を知らぬ爲だ。自分だけがいゝ氣になつて、ただぼんやりと生き、ぼんやりと死んでゆくのも、國史を知らぬ結果である。

國史に還れといふことは、國民全體が歴史家になれといふことではない。それには専門の學者がある。但だ日本の國民として、日本の歴史は如何なるものであるかといふことを、知つてゐる必ひつ。或人は日本には地中に埋れてゐる礦物が、比較的少いといふ。それは或は本當かも知れぬ。しかしながらその代りに日本國民は、三千年來の豊富な歴史を持つてゐる。地中の礦物は堀りつくせば礦脈が絶える。しかし歴史の輝ける脈は堀れども盡きぬ精神的の寶庫である。我等が日本國民として生きるにはどうすればいいかと思ふ時には、國史に還れ。我等が日本國民として活動する爲には、どうすればいいかといふ場合に至つたならば、國史に還れ。此の無限の寶庫に向つて、知りたいと望む總てのものを求めよ。此の汲めども盡きぬ寶の庫は、大百科

辭書よりも正確に、速かに、あらゆる質問に答へてくれる。國史を忘れて日本國民の行くべき道はわからない。

日本國民歌

東京日日新聞選
中川末一作詞

- 一、吼えろ、嵐、恐れじ、我等、
見よ、天皇の燐たる御稟威、
遮る雲、断じて徹る。
- 二、狂へ、怒濤、ゆるがじ、我等、
見よ、盤石の嚴たる祖國、
太平洋、断じて安し。
- 三、來れ、猜疑、許さじ、我等、
見よ、極東の確たる平和、
亞細亞の土、断じて守れ。
- 四、舉れ、日本、いざいざ我等、
見よ、國民の凜たる苦節、
正義に、今、断じて立てり。

英雄と國民

トントンは米國では今尚活きてゐる。ネルソンは英國では今尚活きてゐる。楠木正成は日本では今尚活きてゐる。英雄は永久に死ないものだ。彼等はその國民の心の中に、何時までも永く生きて、消えることがない。

英雄を崇拜し、英雄を仰慕する國民の前途には、光明がある。英雄を忘れ去り、英雄を記憶から失ふ國民の前途は、暗黒である。日本は昔から英雄國である。日本の歴史を見れば、種々の方面に秀でた、偉い人物がたくさん出てゐる。諸君は楠木正成を知つてゐる。彼は英雄中の英雄である。併し英雄は楠木正成ばかりではない。試みに指を折つて數へて見れば、その餘りに多いのに驚くであらう。

昔の歴史を見る迄もなく、維新前後の歴史を見よ。我等の誇りとすべき英

孝明天皇
第百二十一代
弘化四年（一二五〇）七年六月即位
御年十年、天皇在位中は最も國家多端の時で、國外國使節の通商要請、安政假條約の調印、尊皇攘夷論の沸騰等の事件續出し、吉田松陰、橋本左内、横井小楠、賴三樹三郎、梅田雲濱、藤田東湖、とても一々數へ切れぬほど澤山ある。維新前に於てさへ、英雄豪傑は雲の如く多くあつた。

しかし日本國民には一の困つた癖がある。それは何かと云へば、他の國の英雄豪傑を有難く思つて、自分の國の英雄豪傑を粗末に取扱ふことである。諸君がもしネルソンやナポレオンや、アレキサンダー大王を偉いと思うて、自分の國の英雄をあまり偉いと思はないならば、それは大きい間違である。そして自分の國の英雄豪傑を有難く思ふ時に、それと同時に諸君が有難く思はねばならぬのは、無名の英雄であることを忘れてはならぬ。靖國神社には約十二萬五千人の軍神が祀られてゐる。これこそ實に我が日本の誇りである。我等は此等の軍神の前にどういふ心持を以て禮拜しなければならぬか。諸君は此に祀られてゐる人々が、護國の軍神となつて、我が光輝ある日本帝國を、

嗣嗣の獄につき安
れ刑死した。年二十六。
山陽の第三子。儒者勤王家で、
夷の運動を爲し遂に安政の安政獄
に連坐し、五年一月安政獄
六年（二五）刑死。年三十九。

梅田雲濱若狭の人。儒を業とし、尊皇攘夷を説く。専ら攘夷の策を主張した。水戸齊昭に下に奔走、幕府に捕らえられ、安政に病死した。年四十四。

永く護つてくれることを、信じなければならぬ。そして更に我等もまた此の人々の精神を受けて、生きては護國の民となり、死しては護國の鬼となることを覺悟しなければならぬ。我等は一人の華々しい功績の蔭には、多數の無名の英雄の赤き血潮が流れてゐることを、忘れてはならぬ。『一將功成りて萬骨枯る』といふ。一將の輝かしい武勳に、心からの尊敬を捧げると共に、枯れた萬骨の一人一人の英雄的精神に、満腔の熱淚と感謝とを捧げることを忘れてはならぬ。無名の英雄の愛國の心が、集り集つて、大いなる愛國的事業は成就されるのである。

誰でもが智慧の傑れた、力量の勝つた英雄となることは六ヶ敷い。しかし英雄の心は、いかなる凡夫でも持つことが出来るのである。またその心は、誰にも譲るべきものではない。我等は常に此の心を養つて、一旦緩急ある時には、鍊へに鍛へた鐵心を以て、國恩に報じなければならぬ。

國民的 理想

今日の日本には、金を儲けようとする人があり、濡れ手で粟を摑まうと思つて奔り廻つてゐる人があり、或は日本の歴史などはすつかり忘れて、外國の眞似ばかりする人があり、又は時代の尖端を行くなどといふ人もある。何處の端を歩いてゆくのか、その歩き方は見てゐても甚だ危い。私は『尖端などを歩かずに眞中を、大手を振つて歩け。』といひたい。御同様に我等は神様ではない。天使でもない。聖人でもなければ、賢人でもない。我等は凡夫である。併し凡夫を賢人や、聖人や、天使や、神様に近づけるものは、何であるかと云へば、それは理想である。我等がその理想を常に持つてゐる時には、神様には成れないけれども、出来るだけ立派な人になることが出来るのである。此の理想を持つて、此の理想に向つて進んでゆけば、日本は決して心配

することがない。單に慾得づくの、物質的立場からいへば、日本は最も損な立場である。物資とか、經濟とかいふことでは、支那にも、亞米利加にも、露西亞にも負けてゐる。但だ我等日本人が、立派な國民として立つてゆくこの出来るのは、つまり日本國民が理想を持つてゐるからである。其の理想とは即ち私がかねていふ所の、皇室中心主義である。萬世一系の皇室を戴いて、日本の國民が一心同體となつて、所謂る日本の光を世界に及ぼすといふことである。此の大理想を持つてゆきさへすれば、日本の前途は決して心配することはない。

諸君が何をするにも、日本の皇室、日本帝國といふことを第一として、所謂る我等の大理想を以て進まれんことを、私は心から希望するものである。今日世界に於て、國運の盛んな國は、どういふ風にしてやつてゐるかといえば、それは國民が相當の理想を持つて、即ち國民としての理想を持つてやつてゐるのである。ソビエット露國は、我等から見れば、甚だ危險な理想で

あるけれども、彼等にとつては立派な理想である所の、赤化といふことを理想として、だんく偉いことをやつて來てゐるのである。又北米合衆國は、御承知の様に、米國第一主義といふ、一の主義を以てやつてをる。『なんでもかんでも米國が第一でなければならぬ。』これが米國の主義である。獨逸は世界戦争ですつきり叩き潰されたけれども、今日では英國邊を脅威するほどの力を持つて來てゐる。即ち獨逸では、文化をもつて世界を支配しようといふ理想を以て、さんぐに叩かれたその頭を擡げ來つたある。

善かれ、惡かれ、理想を以て進む國民は、その力を段々伸して來てゐるのである。我等の理想は勿論赤化でもなければ、誇大主義でもない。前に述べた皇室中心主義の大理想である。金甌無缺の我が皇室を奉戴して、國民が打つて一丸となり、我が日本帝國の光を、高く世界に輝かす所の大理想である。我等は此の理想を捧げて、前途の光明に邁進せねばならぬ。

日本國民の行くべき道

昭和八年の元旦は、近年にない好元旦であつた。目出度き初日は麗かに輝いた。我等は此の好き元旦を迎へて、我が皇室の萬歳を祝し奉り、我が國運の隆昌を祈つた。

石の上にも三年と云ふ諺がある。今や我が日本帝國は、世界に向つて大運動を起しつつある。此の大運動が成功するまでには、三年どころか、三十年も三百年も、辛抱しなければならぬ。

滿洲問題は大いなる問題の端緒である。たとへこの問題が片附いても、日本對世界の問題はなか／＼片附くものではない。東洋民族の興隆は、前途遼遠である。しかも東亞の興隆の爲に、日本は前途の困難を覺悟して、進んで此の大なる事業に手を著けたのである。

丹那トンネル
静岡縣田方郡。
目下堀鑿中で完成の曉は熱海と沼津を直線に結び東海道線の主要線となる。長さ七八〇七米。

諸君も知る通り、丹那トンネルを開通させる爲にさへ、どの位の困難と戦つたか分らない。次から次へと困難が出て來た。しかもその困難を辛抱し、それとあくまでも戦つた爲に、漸く全通の見込がついた様だ。トンネルは全通の見込がついたが、それに汽車が通る迄には、まだ／＼何年かかるか分らないといふことである。

このトンネルを鑿つにも、この通りである。諸君よ性急、氣短かは日本人一般の弱點である。日本の歴史はよくその實物教訓を示してゐる。日本人はあまりに仕事に焦燥り過ぎる。そして自分の思ふ通りに出来ぬときには、あまりに失望し、あまりに落膽する。諸君よトンネルを通すさへ、一朝一夕で出来ることでない。まして我等の國民的大事業が、朝食前に片附くものと思つては、大間違である。我等はそこで大決心の下に、焦燥らずにこの大事業を成さねばならぬ。

晴天の後には曇天があり、雨天がある。そして雨天の後にはまた晴天が來

る。冬の次には朝かな春が来るのだ。人間の上にも何時も好いことばかりはないが、しかも何時も悪いことばかりも無い。我等の堅い決心、堅い努力は晴天であつても、雨天であつても、好い時でも、悪い時でも、決して變らぬものである。世界がどんなに動いても、世界が日本に對してどんなことをしようとも、我々は行くべき道を行くのだ。日本國民の行くべき道は只一つである。世界の無法によつて日本の法は曲げられない。

世界がいかに脅かさうとも、日本人の信念には搖ぎはない。

英雄の眞に偉大な點は、その曾て一度も絶望しない事である。

(ジエームス・トムソン)
人生れて學ばざるものは生れざると同じ。學んで道を知らざるは學ばざると同じ。知つて行ふこと能はざるは知らざると同じ。

(貝原益軒)

日本帝國の責任

覺悟はよいかときかれたら、勿論であると答へ、用意は出來たかと問はれたら、いふ迄もないことだと答へる。これが今日の我が同胞の心意氣である。我等は今更とやかくいふ必要を認めない。

ジユネーヴに於ける根本的の間違は、東洋の料理を、西洋の人々が勝手に調理することである。彼等は東洋の重なる一國である日本を度外視したり、まるで被告人扱ひをしてゐる。しかも我等の申分はすこしも聽き納められず、自分達の思ひのままに裁判するのであるから、その判決が間違つてゐるのは、當り前のことである。

我等は西洋人が世界を我物顔に、傍若無人にやつてゐるのが、根本的の間違ひであると思ふ。しかも彼等をこれほど横暴にさせたのは、こつちにも意

ジユネーヴ

スイス國レーマン湖畔の風光明媚の地。萬國赤十字社・國際聯盟本部・國際労働事務局がある。

国際會議が屢々開かれるので世界に名高い。

氣地がなかつたからである。我等は癪にさはりながらも、自分の招いた災難だと諦めてゐた。しかし今日は最早やさうした時代を過ぎてゐる。

東洋のことは、東洋人にまかせよ。東洋のことは、東洋人に治めしめよ。西洋人が餘計の、しかも勝手ちがひの口出しをするのは、やめて貰はねばならぬ。しかしそれでも東洋のことを、彼といひたいならば、世界的の眼をよくひらいて、これを正しく、公平にみよといひたい。東洋には東洋の特色がある。西洋人の勝手や、便宜のために、東洋は存在してゐるのではない。昔のままのつもりで、強ひて東洋を、ジュネーヴといふ俎の上で、西洋の庖丁をもつて、料理しようなどと思ふのは、あまりに時代を無視し、東洋を馬鹿にした仕打である。

我等は國際聯盟が、平和といふ名をかりて、東洋の平和をかへつて、亂さうとしてゐるのを見て、嘆かはしく思ふ。東洋のことのわかつてゐない者が、いくらどんなことをいつてみても、それは二階から目薬をさすやうなもので

一向に利き目はないのである。

國際聯盟がどんな態度で日本に對しても、日本は東洋の一國として、自ら進んで東洋の平和を保つ責任を有する。

我等は國際聯盟が何をいはうとも、我が同胞と共に、高く世界に向つて、東洋自治の大義を唱ふるものである。ジュネーヴの風向きは、我等の大義の前には、浮雲の如くはかなきものだ。（昭和八年二月）

昭憲皇太后御歌

思ふ事いふこと道にあたりなば、神のこころも動かざらめや。
あや錦とり重ねても思ふかな、寒さおほはむ袖もなき身を。
いま絶えむいきの下より萬代を、うたふときくに涙こぼれぬ。
君をおもふ誠ひとつに戦の、にはにも民のすすむ御代かな。
なにごとも皆うちすてて戦の、道にこころをつくす諸人。

國際聯盟を脱退するに際して

題の經過
昭和六年九月十八日満洲事變突發し、支那の提訴により同月二十二日理事會が開かれた。次の三日再開、芳澤代表の努力にも拘らず「十三對一」の悲壯な對決となつた。十一月十六日パリで開かれた次の理事会では支那調査委員派遣が決議された。翌七年一月廿八日上海事變勃發し、問題は總會に移さ

時機は遂に來た。國際聯盟は日本の反対を無視して、東亞の實狀に即せざる勸告案を探擇した。我が松岡全權は、敢然これに反対を聲明して、直に議場を退き、次でジユネーヴ引揚げを斷行した。日本が國際聯盟の重要な支柱として、十三年の協力は茲に清算され、殘るは脱退の通告のみである。我が國民は皆一同歩調を揃へて、我が政府を後援し、既に定つてゐた行動をとらしめなければならない。我等は何も好んで國際聯盟を脱退しようとするのではない。しかし國際聯盟が、我等の正しい主張を容れず、認識不足な手前勝手のこととて、日本の主張を狂げようとしてゐる時に於ては、日本は潔く脱退するより外に、工面もなければ工夫もなく、方便もなければ手段もない。但我等が心配するのは、ジユネーヴでもなく、歐洲でもない。米國でもな

く、支那でもない。心配するのは、我等國民の脚の下である。日本が今や重大なる國難に臨んでゐるのに、我が國論が一致せず、國民がいろいろの意見を申立てて、足並みを亂す様なことがあつては、我等は國際聯盟を脱退しても、脱退しなくとも、結局は我等日本の大きい弱味を、相手の國に打明けることとなるから、國家にとつて、これより大きい禍はない。

世の中には、『世界大戰』の時に、英國などでは、非戰論さへ唱へた者がある。しかしさういふ人々は、英國がその非戰論の爲に、非常なる禍を自分から招いたことを、忘れ去つてゐる。

人々の便利とか、都合とか、利害とか、感情とかいふものから考へてみれば、各自の欲望はいろいろに違つてゐるかも知れない。しかし國家の大計といふことから考へてみれば、我が日本帝國の行くべき道は、ただ一つである。

それは東洋自治といふ大施の下に、第一世界に向つて、満洲國の存立を保

於て之を採擇、日本代表は直ちに會議と絶縁し我國はいよ／＼聯盟脱退の段取となつた。

松岡洋右 山口縣出身、米國に留學した。米代議士。昭和七年十月國際聯盟席代に任命され、八年二月ジユネー／＼引揚まで、日本帝國の正しい主張のた奮闘した。

障することだ。我等はこの一大事業をなしつつある。多少の面倒や困難があることは、初めから覺悟をきめてゐる。

我等の相手の諸國は、我が國民と軍隊とを反目させようとしてゐる。彼等はこんなことをいつてゐる。

『日本の國民は穩健であるが、軍閥の野心にひきづられて、心にもない強がりをいつて、今更どうにもならなくなつてゐる。』と。

この流言が世界の各國に飛んだために、日本がどんなに損害を被つたか。それは決して僅少のことではなかつた。先頃來ジユネーブの形勢が急に一變して、日本に對して威壓的態度に出て來たのも、この流言によることが少くないと察せられる。今迄がこの通りであれば、將來は推して知るべしである。日本の軍隊は國民の一部である。軍隊は國民の一部が兵役に従つてゐるものである。軍隊と國民とを差別するばかりで、これを喧嘩させようとするのは大間違である。我が忠勇なる帝國の軍隊と、忠勇なる國民は、決してそん

な手にはのらぬ。

英米の尻馬に乗つた日本帝國の外交も、餘り長かつた。今日は正しい意味に於て、自主的外交を樹立する時である。そして今がその好時機である。我等國民は政府が後顧の患なく、日本帝國自主的外交の眞面目を發揮する様にこれを後援しなければならぬ。自分が不敗の地に立てば、それからのことは、自然と出來る。(昭和八年二月)

死を恐れざるものは威嚇を恐れず。

汝の務を爲せ、而して其餘は天に任せよ。

(コルネイル) (ホーリス)

汝の心を支配せよ、心は汝の僕とならずば汝の主人となる。

(ホーリス)

日本帝國の天職を實行する方法

一 國民的一致

日本帝國の天職、日本國民の理想は、維新詔書と五箇條の御誓文とに含ま
れてゐる。今一步を進めて、その天職、その理想を實行する方法に就いて、
簡単に説明して見たい。

第一に必要なことは、國民的一致である。人の顔がみな違つてゐる様に、
人の心は決して同じではない。一家の中ではさへも、其の考へや趣味は同じで
ない。親子、兄弟の間でも、何から何までみんな同じといふことはない。百
人には百人の異つた心があり、萬人には萬人の異つた心がある。今ここに國
民的一致といふのは、決して總ての國民を、活字を押す様に、同じ鑄型に入
り込むのではない。國民的是一致とは、どういふことであるかといへば、總ての
人が集つて成立つものである。故に各個人が健全であれば、その國も健全で
ある。そして又各々がその特色を發揮するといふことは、個人を健全にする
結果となる。附和雷同は決して褒めたことではない。

それでは一體、國民的一致とは、どういふことであるかといへば、總ての
日本國民が、國民的に物事を考へ、我が皇室を中心として、國民的に一致し、
更に世界に向つて、國民的に活動することである。

三年來の日本歴史を見れば、皇室を中心としてやつて來たことは勿論で
あるが、時には藤原氏に對して他の氏族が争ひ、時には源氏に對して平氏が
争ひ、時には武家に對して公家が争つたこともあつた。其爲に國民はお互に
分類されて、國民が一致して活動するといふ機會は甚だ少かつた。國民各自
があちらにも、こちらにも分れて、互に對立した最も甚しい結果は、封建制

源賴朝鎌倉に幕府を開く
一八五一年（建久三年）
徳川氏大政奉還
二五二七年（慶應三年）
此間六七五年

度の弊害となつて現れた。此の封建制度は、源賴朝が鎌倉に幕府を開いて以來、徳川氏が十五代で大政を奉還するまで、長い間續いて、いろいろの弊害を起したのである。これではならぬといふことで、日本が國家的に自覺し、國民的に發奮して、此の弊害を打破し、此に維新の大改革は成就したのである。國民的に一致せよといふことは、維新の大改革の精神を、一層徹底させ、一層これを擴め、更に成就せよといふことである。

では維新大改革の精神とは何であるかといへば、一君萬民の精神である。詳しく述べ、一天萬乘の大君を中心として、國民がその力を併せ、國內的には皇室を中心として、全國民が一致團結し、國外的には此の舉國民一致の團結を以て、我等が正義の旗を高くかざして、世界に向つて一大水平運動を起すことである。我等大和民族の理想を、全世界に擴げることである。

今日我等が心すべきは、階級的鬭争である。

無政府主義者とか、共產主義者とかいふ、國恩を忘れて、自國に向つて戦を挑む不心得の者を初めとして、

國民的に一致せず、階級的に自ら分離し、或は自ら反目してゐる者があるが、これは實に我が日本帝國にとつては、外國から侵害されるよりも恐しい禍であり、また禍の因である。

労働者であつても、資本家であつても、金持でも、貧乏人でも、日本國民としては、何の差別もなく、又相違もない。我等は我が皇室の下にあつては、皆陛下の赤子である。皇室は總ての臣民に對して、一視同仁であらせられる。今日此際我等は一致團結、皇室を中心として、國民的に一致し、内外の非常時に當る、鐵より堅き決心を持たねばならぬ。

ニ 國民的協力

第二は國民的協力である。國民的協力とは、國民が同一の目的に向つて、其力を協せることである。同一の目的とは、先づ第一に日本帝國を世界の強大な國とすることである。世界の強大國とするには、第一に日本を富國強兵

の國としなければならぬ。

今日の世界は、權利のある者が、力のある者でなく、力のある者が、權利のある者となる。正義のある者が力のある者でなく、力のある者が正義を左右する。世界大戰は正義に對する暴力であり、光明に對する闇黒であり、文化に對する野蠻であり、自由に對する強制の戰争であつた。西洋の或者は、世界戰爭は要するに戰争を今後は絶對にしない爲にする戰争であるなどといつた。併し事實は全くその反對であつた。世界の空氣は、大戰以後は大戰以前よりも、より一層險惡となつて來た。そして今日、國際的の不道理は、大戰以前よりも却て多く、傍若無人に行はれてゐるのではないか。

今日世界の列強は、口ではお互に平和を唱へてゐるが、その蔭に廻つては、お互ひに競つて武備を整頓してゐる。口では軍備縮少を唱へながら、手では軍備充實に専念してゐる。日本の隣國米國は、平和と自由とを標榜しつつ、盛んに太平洋に艦隊を集めて、大演習をしてゐる。今日では大西洋艦隊も、

米國太平洋艦隊
メーク軍港及ハ
ワイのパール軍
港に據る戦闘艦
米國大西洋艦隊
偵察艦隊。満洲
事變後大演習と
稱して、太平洋
に廻航、そのま
ま留つてゐる。
露國の赤衛軍
昭和六年へ一九
三一年頃の現
在で、正規軍五
十萬、戰車五百
二臺、飛行機二千
百機。
ヴエルサイユ會議
大正八年(一九年)
エルサイユ宮殿
で開かれた講和
會議で、我全權
大使は、公爵西
園寺公望。

來年七月迄は太平洋に留めて置くといふではないか。更に露國は如何。帝國主義を否定して、露國帝政を破壊したソビエット露國は、今やその赤化の手を世界に伸しつつ、國內的には武備を充實させてゐる。出來ない相談と知りながら、口では軍備全廢論まで持出した、ソビエット露國が、その國內では武備教育を施し、飛行機や装甲自動車や、其他のあらゆる新鋭の武器を整顿させつつあるではないか。

世界の列強がこんな有様では、如何に日本が世界に向つて、平和や正義を主張しても、世界は決してこれを顧みようとはしない。例へば人類の平等といふことは、當り前のことである。しかもヴエルサイユ會議に、日本の全權が、人類平等の意見を提出した際の、列國の態度はどうであつたか。或者是聞かぬ振りをし、或者は嘲り、或者は反対して、これを否決してしまつたではないか。近くは今日の國際聯盟の狀態を見ても、まさしくその通りである。世界の平和、人類の平等は何處にあるか。

白人の世界
白人は世界の土地の殆ど九割を占據してをり、世界全人口の七割をその支配下においてゐる。アジア民族も半數以上は白人の支配するところ

しかし世界がかく迄悪化したから、我國も悪化せねばならぬ必要はない。日本には日本の國性がある。例へば自分の隣りに狂人がゐるからといって、自分も狂人になる必要はない。しかし若しその狂人が暴れ出した時には、その狂人に自分の顔をひつかかれぬ様に、用心しなければならぬ。その狂暴から自分を守るのは、只自分の力である。力を養ふ必要は此處にあるのだ。今日日本が正義を行はうとすれば、力が必要である。獨立國として立派に存在を保つてゆく爲には、力が必要である。又日本が他の弱い兄弟民族を助けてゆく爲には、力が必要である。力の無い善は空しい善だ。力の無い正義の主張は、眞の正義を行ひ得るものではない。ではこの力を養ひ、この力を發揮する爲には、どうすればよいか。それには日本國民を擧げての、協同一致の力を強めねばならぬ。

ことわつて置くが、世界列強が暴力をもつて横行するから、我國もその通りにせよといふのではない。此點は注意すべきである。列強は列強である。

國際聯盟
世界大戰後、米國大統領ウイルソンの提唱によつて、組織された。その目的は列國の協調による紛擾を抑止し、各國間の平和安寧を計つて、永遠に禍難を避けようとするにある。英、重なる國は伊、獨、佛、伊、獨等を除いた約五十五の中盟してゐる。

日本帝國は日本帝國である。日本帝國は世界列強が何をしようとも、日本の信ずる道を堂々と歩んでゆけばよいのだ。しかも國際的に正義を主張する爲には、先づこれを實行する力を養はねばならぬ。帝國的に大義を世界に布かんとする爲には、先づこれを實行する力を養はねばならぬ。

或人は國際聯盟を、世界大戰によつて出來た大収穫だといふ。併し諸君は今日の國際聯盟を見て如何に考へるか。國際聯盟があるから、天下は泰平で、國家は安全であると思ふは、大間違だ。もとより何もないよりは、どんなものでもあつた方がよいかも知れぬ。しかし國際聯盟は火事の無い時の消火器で、いざ火事といふ場合に役に立つ消火器でないことは、今度の國際聯盟の有様をみても、よく分ることである。今日の世界は何よりも實力の世界である。善も正も、理も義も、皆なこれを行ふ力があつて、始めて行はれる。それがなければ、まるで犬の遠吠の様なもので、何の効果もない。此の非常時に際して、日本の行くべきただ一つの道、それは國民的實行の強き力を養ふ

等であつたが、
と満洲事變を中心
とした日支問題
から、昭和八年年
二月日本は遂に
脱退に決した。

ことだ。正しき力を養ふことだ。

三 大義を世界に布く

第三は、日本の國民性である正義を養つて、大義を世界に布くことである。世の中にはかくある事と、かくあるべき事との一つがある。かくある事は現實であり、かくあるべき事は理想である。世界では力のある者が威張り散らすから、日本もさうせよといふことは、世界が追剥強盜をしてゐるから、日本もまた追剥強盜をせよといふことであつて、正義の國日本の斷じて爲すべからざることである。しかし自分には正義がある。自分には善がある。自分には愛がある。故に恐れるものは何もないと盲信して、他の危険は一寸も考へてみようとするもの、正しくない國にあつてはめようとするもので、これもまた賢明なやりかたではないのである。

もとより我等は日本帝國が强大な國であるといふことよりも、正善の國で

あることを望む。威力のある國であるよりも、寧ろ君子國でありたいと思ふ。しかし言葉だけの正善や、文字の上ののみの君子では、世界は却つて日本が自分の弱いこと、自分の小さいことを、保護する爲めの口實であると、一笑しおつて、日本を尊敬せぬかも知れない。

例へば乞食が慈善といふことを論じた場合のことを考へてみよう。それは議論としては立派なものであるかも知れない。しかし實際に慈善したことのない者が、慈善といふことをいくらしやべつても、「お前は乞食だからそんなことを云ふのだ。そんなことを云つて、一錢でも多く貰ひたいのだらう。」と笑はれたとしても、それは致方ないことである。故に日本の高尚な理想を世界に行はうとするには、先づこれを他に行ひ得るだけの力を、自分で持たねばならぬ。慈善を説く者は、慈善を行ひ得る者でなければならぬ。正義を説く者は正義を行ひ得るものでなければならぬ。若し自分に實行するだけの力が無くて、どんなに一生懸命に世界に向つて、正義を説いたとて、世界はび

くとも感じないであらう。

他人を欺すことはもとより悪である。併し他人から欺されるのは、自分が愚かであるからだ。他人に油斷させるのは、意地悪である。併し他人から油斷させられるのは、自分がほんやりであるからだ。我等は他の者が暴力を笠にきて、人も無げなる振舞をするのを見て、自分もその通り行はうとするものではない。併し自分が泥棒でないといふことを示す爲に、自分の財布を掏られてみせる必要はあるまい。他から掏られぬが、自分も掏られないだけの用心は、肝要である。他を侵すことではないが、他から侵されないだけの覺悟は必要である。我等は人としては強い善人であり、國としては強い善國であることを心掛けねばならぬ。強いといふことは、必ずしも善いといふことではない。併し強くなれば、善を行ふことが出来ないのである。行ふとの出來ない善は、初めから無い方がいい位なものだ。

即ち日本國民としての理想を實現するには、第一に國民的に一致すること。

第二に國民的に協力すること。第三に國民的に活動し、先づ自國を正しく強く、強く正しくして、更にこれを世界に及ぼすことを努めることである。

光は東方より

陸軍中將 荒木貞夫著
「昭和日本の使命」所載

- 一 神聖神武わが皇祖 日本の基礎立てより 連綿として傳はれる
- 二 二千餘年の帝國よ 皇統ひとつにして 一百二十四、代算ふ
- 三 明治大正さきにたち 昭和續きて新たなる 使命東の空に曙け
- 四 妖霧掃ひて瞳々と 昇る旭日の旗風に まづ滿蒙の草靡く
- 五 世界の陸の三が一 四千萬方キロメータ 世界人口の半越す
- 六 十億の民大亞細亞 亞細亞一つに結ぶとき 普天の下に敵あらじ(以下略)

亞細亞存亡の鍵

滿洲建國　大同元年三月一
日　國際聯盟　昭和八年三月、日本は國際聯盟脱退の通告をした。

滿洲國の建國一週年が廻つて來たとき、宛も國際聯盟と袂を分つ機會に際會した。滿洲國の建設は、世界に於ける驚天動地の一大事件だ。それを日本が承認したことは、また大事件だ。滿洲國の建設については、もとより滿洲國の國家が、その責任を負ふべきだ。しかもこれを承認したからには、その責任の遂行に關する責任は、日本自らこれを負ふ決心と覺悟がなければ、斯ういふ思ひ切つたことは出來ない。

滿洲國をして、いはゆる王道樂土たらしめるまでに漕ぎつける事業は、日滿兩國が、これを分擔せねばならぬ。日滿兩國の協同一致の努力にまたねばならぬ。而して日本は兄、滿洲は弟、その重なる責任は、兄の方に多いことも覺悟せねばならぬ。

スエズ以東の諸國
日本、滿洲國、シヤム、ペルシャ、トルコ、アフガニスタン、印度、比律賓諸島等。

滿洲國自身のためのみではない。その成敗は、實に亞細亞復興の運命に關係することだ。滿洲國が、首尾よく、獨立國として、その理想を達し、王道樂土の實を擧げるならば、スエズ以東の諸國、諸民族は、みなこれに應じて、各々自立、自治、自主の計を爲すであらう。

もし萬が一にも滿洲國が失敗したならば、少くとも今後一百年は、東洋を擧げて、白人種鐵枷の下に呻吟するの外ないであらう。滿洲國の存亡は、實に亞細亞存亡の鍵といふことができる。

我等は實に大なる事業に取りかゝつてゐる。前途は遠い。一年や二年のことではない。しかも千里の行も一步より始まる。我等は滿洲建國一週年を迎へるに際し、當面の光明に向つて躍進するの銳氣を新たにせねばならぬ。

(昭和八年三月)

明治天皇御製

あさみどり澄みわたりたる大空の廣きをおのが心ともがな
さしのほる朝日のごとくさわやかにもたまほしきは心なりけり
子らは皆軍のにはにいでてて翁やひとり山田もるらむ
靖國のやしろにいつくかがみこそやまと心のひかりなりけり
ますらをに旗をさづけていのるかな日の本の名をかがやかすべく
しきしまの大和心のをしさはことあるときぞあらはれにける
いかならむことある時もうつせみの人的心よゆたかならなむ
人の世のただしき道をひらかなむ虎のすむてふ野べのはてまで
國のためあたなす仇はくだくともいつくしむべき事な忘れそ

ちよろづの仇にむかひてたわまぬぞ日本をのこの心なりける
目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり
うけつぎて守るもうれし千早ぶる神のさだめしうらやすの國
外國にかばねさらししますらをの魂も都に今日かへるらむ
いさましくかちどきあげて沖つ浪かへりし船を見るぞれしき
照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草の上はいかにと
國をおもふみちに二つはなかりけり軍の場にたつもたたぬも
おほづつの響はたえて四方の海よろこびの聲いつかきこえむ
千萬の民の力をあつめなばいかなる業も成らむとぞ思ふ
四方の海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ
梓弓やしまのほかも波風のしづかなる世をわがいのるかな

うつせみの世のためすすむ軍には神も力をそへざらめやは
いかならむことにあひてもたわまぬは我が敷島の日本だましひ
おのが身にいたでおへるも知らずして進みもゆくか我が軍人
世とともにかたりつたへよ國のため命をすてし人のいさをを
さわがしき風につけても外國にいて世渡る民をこそ思へ
おのづから仇のこころのなびくまで誠の道をふめや國民
思ふことつらぬかずしてやまぬこそ日本をのこの心なりけり
國のためいのちをすてしもののふの魂や鏡にいまうつるらむ
さまぐるものおもひこし二年はあまたの年を経しこちする
くろがねの的いし人もあるものをつらぬきとほせやまとだましひ
開くべき道はひらきてかみつ代の國のすがたを忘れざらなむ

陸海軍軍人に賜りたる勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にある昔神武天皇躬つから大伴
物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即
かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の
移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢々なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ
給ふ御制にて時ありては皇后太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵
權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣
はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひ
たれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おの
つから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬
の權は一向に其武士との棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦た

其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其悔をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕の統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權

を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得さるも汝等軍人が其職を盡すと盡さるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれは猶訓諭すべき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にして報國の心堅固ならされは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くと

も忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力にあれは兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只く一途に己が本分の忠節を守り義は山獄よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る儀なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊かも輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を

素り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ぶへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さんこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ぶものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ一軍人は信義を重んすへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己

か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さんと思は
は始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし驪氣なる
事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば
進退谷りて身の措き所に苦むことなり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順
逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへ
からすと悟りなは速に止ることなり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順
て大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら
英雄豪傑ともか禍に遇ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其
例渺からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕
奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も
其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なり
といふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓
延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて囊に免黜
條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心
安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひ
そ
右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の
誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の
精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用
にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は
天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて
此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん
朕一人の憚のみならんや

御名

陸海軍軍人に賜りたる勅諭

明治十五年一月四日

憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
 惟フニ我力祖我力宗ハ我力臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我力帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我力神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我力民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我力帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ウサルナリ

明治二十二年二月十一日

御名御璽

大日本帝國憲法

上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫滋養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ朕力後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
 及臣民ノ権利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憲ラサルヘシ
 國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナ
 朕ハ我力臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

ラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

大日本帝國憲法

第一章 天皇
第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行ナフ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避タル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得
斯第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
第十一條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲タルモノハ各其ノ條項ニ依ル
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

- 第十四條** 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條** 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十六條** 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條** 摄政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
 摄政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
- 第二章 臣民権利義務**
- 第十八條** 日本臣民タルノ要件ハ法律ノヲ以テ之ヲ定ム
- 第十九條** 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任せラレ及共ノ他ノ公務ニ就クトヲ得
- 第二十條** 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條** 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條** 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條** 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 二十四條** 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナ

- シ**
- 第二十五條** 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ
- 第二十六條** 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十七條** 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十八條** 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十九條** 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條** 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
- 第三十一條** 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ
- 第三十二條** 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ、皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ、公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得
 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
 フ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得
 但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ
 延長スルコトアルヘシ
 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
 第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決
 フ爲スコトヲ得ス
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ
 フ爲スコトヲ得ス
 第四十八條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得
 第四十九條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
 第五十條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲タルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規
 依ル

則ヲ定ムルコトヲ得
第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負
フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタ
ルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其ノ院
ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ
審議ス

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五章 司法

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルト
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
キハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトルノ訴訟ニシテ別
ニ法律ヲ以テ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國
議會ノ協賛ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シシ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國
議會ノ協賛ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ
求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル
場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

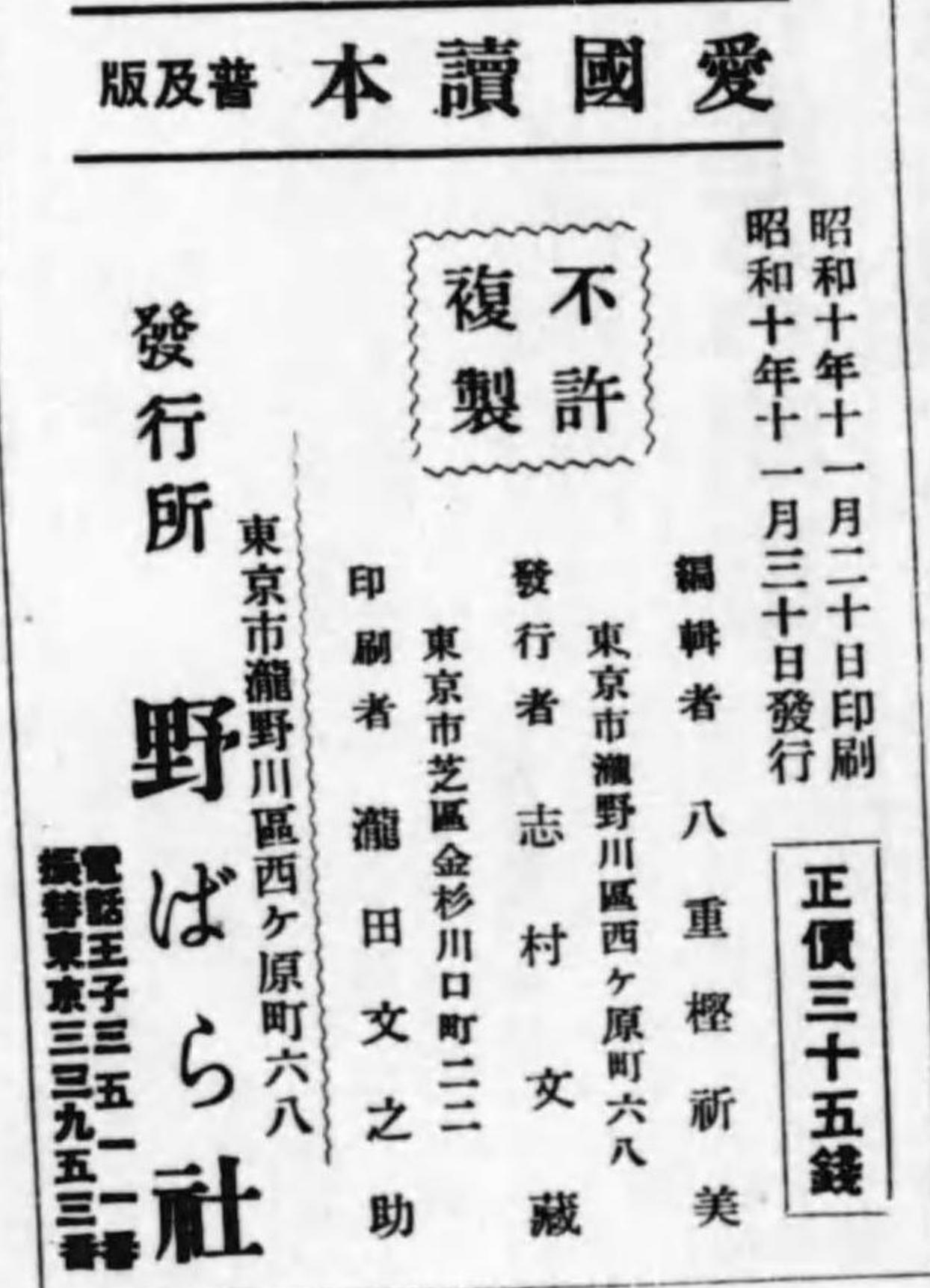
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコト

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ノ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
第七十五條 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル
現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル



昭和十一年十一月

長さの比較

今村中佐畫
辻 樂長序
大久保少佐序
酒井 少佐序
岡田 樂長序
戰友 陣營から家鄉から
書簡 太田天橋・中野正治・橋爪豊・我妻榮吉・柳田謙吉書
德富蘇峰先生題
八重櫻祈美子編
愛國讀本
昭和行進名曲集
小學童謡唱歌集
昭和十一年
和 兒 童 年 鑑

代表的軍歌百餘曲の正しい曲譜と歌詞、附錄に陸海軍喇叭譜全部を收む。正價卅八錢

最新軍歌二百の全歌詞、曲譜無し、附錄は陸海軍喇叭譜全部に行進曲集。正價卅五錢

軍國日本の感激をこめた愛國書簡集、陸、海軍の權威者により近く完成。正價五十錢

誰にもすぐ描ける略畫の大集成、收容畫數一萬に及ぶ素晴しい資料。正價卅八錢

愛國文毫の眞精神を小國民に傳へる名著、いよいよ普及版發行さる。正價卅五錢

軍歌や童謡が直ちに行進曲化したもの、世界名曲を加へて百五十曲。正價一圓卅錢

佐々木すぐる先生の傑作五十曲を收む。本版伴奏つき一圓平易明快な圖繪を主として面白く編輯された評判の圖解式年鑑。別冊つき正價六十八錢

番三五九三三京東替振番一一五三子王話電
社らば野 区川野瀧京東八六町原ヶ西 所行發



356

789

終

